

◎開議の宣告

○塩田勉 副議長 おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。

◎一般質問

○塩田勉 副議長 日程第1、一般質問を行います。
通告により、質問は順番をもって許可いたします。

◇ 小 沢 秀 宏 議員

○塩田勉 副議長 13番小沢秀宏議員に発言を許可いたします。
13番小沢秀宏議員。

【13番（小沢秀宏議員）登壇】

○13番（小沢秀宏議員） おはようございます。ニューウェーブの小沢です。

一般質問の最終日、今日トップで、1点について質問させていただきます。

3月11日の大震災から、ちょうど6月22日ということで100日を超えた。また故石山議長さん、10日を過ぎまして、多分、天の風に乗って、あそこで今議会の最後まできっと見届けていらっしゃるだろうと思いますので、いろいろ教えていただいた石山議長さんにご迷惑のかからないように頑張って質問させていただきます。

消防職員の採用と分署配置についてということで、今回、この点について質問させていただきます。

去る6月3日、大森大雄分署の救急車が搬送経路を誤った件について、6月3日午前10時39分、私のところに議会事務局よりファクスがありました。病院到着が約10分おくれたけれども、大事に至らなかったとの内容がありました。その瞬間、大事に至らなくてよかったなと率直に思いました。次の6月4日、魁の朝刊に、救急車、道間違え病院着10分おくれたとの記事があり、田んぼの中の県道で暗く目標物がないための間違いだったと、そういうような記事が載っておりました。また、救急隊長は、搬送先を本部に無線報告するのを怠ったともありました。

私は、それを見たときに、常々市民の生命と財産を守る重要な任務を持つておる消防職員の方々は、日々一生懸命になって働き、市民の安心、信頼を得ておられると思っていました。私は、救急車が走ってきて、車を寄せて通るたびに、何とか早く助けてもらいたい、ご苦労さんです、いつもそういうふうな思いで、救急車の仕事に携わっている消防職員に、本当に心でそういうふうに祈っておりました。

今回、生命にかかわる重大な問題であり、市民から、この新聞記事を見たそのときから、なぜこういうことが起きたんだろう、そういう電話がありました。小沢さん、きちっと議会で、なぜこういうふうになっているのか、それを聞いていただいて、私たちが納得のできるような、そういう答弁をお願いし

たいと、全くこの事故に関係のないほかの市民からも、そういうお話がありましてので、市民に理解される答弁を望みますというふうに書いてあります。

今回、肺炎であったので、10分おくれたことが生命に影響がなかったと、そういうふうに記事にも書いていました。本当によかったと思っています。もし、これが脳出血、脳梗塞、心筋梗塞等、1分1秒を争う病気であれば、これらの病気は3分が勝負どころだと言われています。たまたま、今回肺炎で命に別状がなかった、だからよかったと、こういうことでは済まされない重大な問題だと思っています。そういうふうに市民の方からお話がありました。

私なりに調査をしまして、一つの疑問点が生じました。この職員の採用と分署配置についてであります。現在、横手市の消防職員数は169名です。この中で、横手市以外の、県内の市外から15人、羽後町3人、湯沢市6人、美郷町2人、大仙市から4人、県外からは4人、千葉県船橋市、山形県南陽市、西和賀町2人、169名のうちの19人ですので、約11パーセントの職員がいわゆる市外、県外から今採用されて携わっている。たまたま、今回の大森大雄の救急車を運転した方が、大仙市から採用された方だと、そういうことを聞いたときに、やっぱりなぜだろうと、そういうふうな疑問点が生じました。ちなみに、近隣市町村の状況を聞きました。湯沢市は条例で、全員湯沢市内、雄勝郡内から採用されて、それ以外からは採用していないと、そういうふうに回答がありました。大仙市、美郷町、仙北市では、257名の職員のうち、県内の市外から4人、県外から3人、2パーセントの採用と聞いています。

それで、ぜひお尋ねしたいというのは、採用どきの内容なんです。毎年毎年公募して、試験の上、面接をして採用していると思いますけれども、応募する人が少なかったのか。また、市外、県外の応募された方が特別に優秀だったのか、そういう疑問点がございます。ただ、事、先ほども言いましたけれども、財産と生命を守る本当に重要な消防職員のことを考えますと、私はできれば、やっぱり市内の職員をもっと多く採用していただきたいと、そういうふうに考えました。

さらに、分署配置についてですけれども、よくこういうふうなことを聞きます。消防署の職員の人方は、交代交代、1日出ますと次の日休みということになっていると思います。したがって、でき得れば、各分署の職員は地元の職員が最低2名いなければ維持することが不都合なことがあるんじゃないかというふうに思っています。実際に、現在の配置を調べてみました。増田署では、地元の職員はゼロです。雄物川署では、地元の職員が1名です。さらに、各分署の出身地の職員のバランスがとれているかどうか。増田署には大森出身の方がゼロです。雄物川署には、平鹿町、山内の出身がゼロです。大森大雄の分署には、山内の出身者がゼロです。十文字は山内ゼロ、大雄ゼロ、山内分署は旧横手の出身がゼロです。こういうふうに見ますと、確かにほかの旧市町村の出身者の消防職員であっても、日々自分の職務に対して一生懸命努力していることは否めない。ただ、こういうことが起きた場合に、何ととっても、まだまだ地元のことを理解できる職員は、最低各分署に2人は必要ではないかと、そういうふうに考えますけれども、なぜそれができないのか。その点は理由を教えてくださいたいと思います。

最後ですけれども、問題点と今後の対応、責任についてお尋ねします。

災害、火災、救急車と日々必死で働く職員に、市民はやっぱり感謝と信頼を忘れてはいないと思います。何とぞ、ちょうど職員の異動があり、消防長も交代になっています。私は、こういうときこそ原点に返って、昨年度もこういう事故があったと記事にありましたし、市長の所信表明にもありました。だとすれば、今起きてしまったことは取り返しつきませんが、少なくともたがが緩んでいるのではないかと、そういうふうには考えられないわけでは、私はないと思っています。したがって、当然原因があつてこういうふうになったと、それをどのように当局は考えているのか、それから今後の対応と責任について、特に県の市外、県外からの採用については、今日私に議会で聞いてくださいと言った人が全員パソコンで見ているそうですので、その人方に理解のできるご答弁をお願いして、壇上からの質問にかえたいと思います。

ありがとうございます。

○塩田勉 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 消防職員のこのたびの重大なミスにつきましては、ご本人はもとより、ご家族の皆様大変なご迷惑をおかけしたこと、また市民の皆様にも多大な不安を与えましたことを、改めてお詫び申し上げたいと思います。

このたびの搬送経路の誤りは、全く初歩的なミスでありました。昨年度にも同様の誤りがあり、こうした場合に速やかに対応するための多重のチェック体制を再確認し、励行を指導してきておったところでもありますけれども、残念ながら、それが機能しなかったことが、今回の大きな問題だと思っている次第でございます。

搬送現場から出発する際に、搬送先を救急隊が無線連絡しなかったことと、指令室と大森大雄分署でも搬送先を救急隊に確認しなかったことが原因となりまして、指令室と分署では救急車の走行状況を地図画面で確認しながら、経路の誤りに即座に対応できななかったことが約10分のおくれにつながったものだと判断いたしております。こうした状況から、今回の運転手は市外の出身者ではありますが、複数の職員がかかわっての事案であり、職員の出身地域が今後も消防救急活動に大きな支障になるものとは考えてはおりません。ここ数年、年間7台の救急車で約3,500件に及ぶ救急出動がございます。このうち、7割が複数の119番通報により、複数台の消防車あるいは救急車が同時に出動している状況にあります。このため、各分署の出動エリアを越えて出動することが頻繁にあり、こうした場合には車載端末機、車に搭載しております端末機のナビゲーション機能も活用して救急活動を行っております。以上のことから、職員の出身地域による救急出動の影響はほとんどないものと判断いたしているところであります。

また、職員の採用につきましては、数年後に大量の退職者が出ます。これに備えまして、市民の生命を守るためにも意識の高い人材をという視点で進めております。採用後も資質向上のため、計画的な人材育成を進めているところであります。緊急車両の運行に当たりまして、情報共有により初歩的なミ

スの回避と早期対処をいま一度職員で徹底し、信頼の回復に努めてまいりたいと思います。

以上であります。

○塩田勉 副議長 消防長。

○泉田榮次 消防長 昨年来、現場の間違い、また交通事故、今回の件に、市民の皆様にはご心配をおかけしました。本当に申しわけございませんでした。

先ほど議員から、規律が緩んでいるのではないかというご指摘がございました。それに関しまして、私どもも事故当日、すぐ署長、各分署を回らせまして、もう一度引き締めを行ったところでございます。また、その後私も分署を回りました。今回の件に関しまして、本当に申しわけなく思っております。今後は、日々訓練を重ねまして、このようなことのないよう職員一同頑張つてまいりますので、ひとつよろしくお願ひします。

○塩田勉 副議長 13番。

○13番（小沢秀宏議員） 一応の答弁をいただきましたけれども、納得ができない部門がありますので、再質問させていただきます。

まず、この職員の採用ですけれども、実際に公募した方がどの程度おった中で、こういうふうに市外、県外から採用になったのか。確かに消防職員の定数管理についてという書類がありまして、人材の確保、新卒者、職務経験者の計画的採用、それから平成27年以降に大量に退職者が出て、それに対応できるような体制を計画しているということは聞いています。したがって、市外、県外の職員の採用はどのような形で行われたのかと、それが市民の方に理解してもらえる答弁がございましたので、私も踏まえて再度答弁願ひしたいと思います。

それから、確かに分署配置の件について、私、質問したと思いますけれども、全く一言も回答がないというのは、それは回答に値しないということですか。その点も回答をお願いしたいと思います。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 先に私のほうから答弁させていただきます。

職員採用につきましては、消防に限らず、市の一般職の職員においても同様のやり方をとってございます。いわゆる住所地要件を求めないということでございます。それは、一にも二にも横手市の発展のためにいい職員を採用したいという観点からでございます。特別県外枠を設けているわけでは決してなくて、たまたまその年度の採用試験に際して、優秀な順番に、一次試験、二次試験を経る中で、たまたま市外あるいは県外の人間が採用になったということでございます。これについては、やはり横手市全体のために働けるという意欲と力を有する職員を採用するというのが必要なことだと思っておりますので、この点については、この後もそういう形でやらせていただきたい、そのように思っている次第でございます。

○塩田勉 副議長 消防長。

○泉田榮次 消防長 分署職員の配置でございますけれども、確かに出身地の分署に地元職員がおらない

ということもございます。また、1名ないし2名の分署員が勤務しているということもございますけれども、私ども消防のほうは平成元年から人事異動を始めまして、同じ分署に2回、3回と繰り返し勤務している者もございます。異動になりますと、朝戻るときとか、それから勤務中の巡回警戒などで各地を回って、地水利を覚えようと頑張っているところでございます。でございますので、地元出身、本署含めまして7分署ありますので、そこに全員がうまく配置なるかといいますと、そのようにもなかなかいかないわけございまして、ご理解を賜りたいと思います。

○塩田勉 副議長 13番。

○13番（小沢秀宏議員） 市外、県外からの職員につきまして、私、一般職であれば、やはり将来を考えて、優秀な人材を採用するというのはものすごく理解できますけれども、事、この消防に関しまして、私は一般職とは違うんじゃないかと。何といても命と財産を負託された職員でありまして、できるならば地元といいますか、私は当然定員を超える応募があると思っています。特に今、こういう就職難のときに、そういう人材を確保するということが必要ではないかと思っています。消防職員になった方が、そうすると、将来一般職に回るということはあるんですか。まず、その点をお聞きします。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 近年、消防業務における職員に求められる力量というのは、相当従来と違っておるようであります。消防、いわゆる防火といいますか、火災出動という部分が従来は主たる業務であったわけでありまして、最近では、先ほどご紹介申し上げたとおり、救急出動等々が増えてございます。それから、さまざまな防災予防関係の、住民の皆さんに対する啓発だとかPRだとか、いわゆる対外的な力、折衝力、交渉力、あるいは説明力だとか、こういうことが要求されてまいりました。そういう、いろんな意味での消防職員に求められる資質が高度化している中でありまして、やはり基礎的な能力が必要だという時代に入っているなと思っております。

したがって、一次試験においては、選考試験は学力でございます。これで一定の二次試験に進む方の選考をして、そして二次試験の面接で、本人の意欲だとか、あるいはどのようなものの考え方をしているとか、そういうことを判断しながら、採用しているわけでございます。そういう意味では、一般職と違うというようなご指摘ございましたけれども、必ずしもそうではない。一般職のほうに、市長部局のほうに異動になる職員は、一部、危機管理室がございまして、今のところはごく一部でございます。

○塩田勉 副議長 13番。

○13番（小沢秀宏議員） 市長の答弁、ある程度は理解できると思いますけれども、やはり市民の立場に立ちますと、何といても1分1秒を争う救急隊に携わる職員であれば、私はできるだけ地元採用が望ましいと、市民にとって安心できることではないかというふうに思いますけれども、これは採用するのは市長ですので、市長の考えを今日見ている方がどういうふうに判断するか、また連絡が来ると思いますので、さらに重ねたいと思っています。

それから、分署配置ですけれども、消防長さんに、確かに何年に1回、例えば3年とか4年に配置がえになると思いますが、これだけの150人の地元採用者、人数を見まして、バランスを考えてできないわけではないと思います。極端に言いますと、雄物川分署には大森から5人配置になっているんです。こういうのは、なぜ大森から5人も雄物川に配置になっているか、さらに県内の市外から2人、県外から2人、そういうふうに雄物川に関しては配置になっているわけですが、大森から5人雄物川に配置になった、これ大きな理由はなんですか。

○塩田勉 副議長 消防長。

○泉田榮次 消防長 先ほどもお話ししましたけれども、分署間のバランスを考えております。それから救急出動ですけれども、先ほどからありますように、例えば雄物川の分署が救急出動しておりますと、近くの大森大雄分署、または平鹿分署のほうから救急隊が出動します。必ずしも、その分署の救急隊が地元に出動するということではありませんので、地元の職員が少ないのは、先ほどのご指摘のとおりですが、救急隊が救急件数が多いということですので、その形で運用できるというように判断しております。

○塩田勉 副議長 13番。

○13番（小沢秀宏議員） 消防長のお話は、それなりにわかりますけれども、これ市民は理解できないと思っております。実際に、現実には初歩的ミスなんていう問題じゃなく、暗くてわからなかったと、10分もおくれたということが起きているんです。それで実際に考えられないことが重なって生じているわけですね。だとすれば、やはり本当にたがを締めまして、二度とこういうことが起こらないように、何とか一丸となって、市民に安心と信頼のできる体制をつくっていただきたいということをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。

○塩田勉 副議長 暫時休憩いたします。

再開時間を10時40分といたします。

午前10時32分 休憩

午前10時41分 再開

○塩田勉 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 佐藤誠洋議員

○塩田勉 副議長 2番佐藤誠洋議員に発言を許可いたします。

2番佐藤誠洋議員。

【2番（佐藤誠洋議員）登壇】

○2番（佐藤誠洋議員） おはようございます。

当市において、今冬の豪雪によりまして被災されました市民の皆様にお見舞いを申し上げますととも

に、東日本大震災によりまして被災されました皆様にお見舞いを申し上げます。

横手市発展が市民の皆様幸せにつながり、そのことが被災地の復興、東北の発展、日本海側の発展、日本の復活に結びつくことであると思いますので、その思いをもって今回の一般質問をいたします。

1つ目の職員の意識改革と資質向上についてですが、市長の10の公約のうちの9番目の公約です。このことは、これまでも何度か市長に伺ってまいりました。道半ば、成果というのが具体的に見えづらいということが、これまでのご答弁でありました。先般は、秋田市において、市長、職員の方々とともに、経営品質向上プログラムの研修会に参加できる機会に恵まれまして、ありがとうございました。組織のあり方について、トップの意識が変われば、そして、それが一人一人の職員の意識改革に結びつけば見違える組織になるということ学びました。職員の資質向上策としては、これまでにさまざまな研修制度、プログラムを段階ごとに行い、また自発的な啓発を促しているとの答弁をいただいております。さらに、だれから見ても公平性が保たれ納得がいく人事のために、昇級試験の実施や、その後にこの点を改善すればもっとよくなると、足りないことを指摘する人事評価システムを導入していることも伺っております。4月の人事異動が、横手市のさらなる発展、もっと元気になる施策づくりに結びつくことを期待しております。そして、人材育成、次の幹部職員候補の育成に結びついていることを願っております。

最近、一人焼き肉店がオープンしたと話題になりましたが、現代は世代が若くなるほど個食、一人で食いたい傾向にあるようです。どなたかのコメントでは、携帯電話、メールが発展して、直接人同士が会話をする機会が少なくなってきていて、そのことがコミュニケーション能力不足の原因にもなっているとの指摘がありました。

横手市では、職員1人に1台のパソコンが整備されており、どの部署の職員も黙々とパソコンに向かっています。それはそれで結構なことではありますが、1日パソコンに向かっているのが仕事になっているのではないかと。パソコンに向かってさえいけば仕事をしているのだという本人も周りも都合のいい錯覚にとらわれているのではないかと。公務員は、法や規則に準じて、規制、制限をして、公平性、平等性を保ち、住民の幸せのために働くことが大きな仕事ではありますが、果たしてマニュアルどおりで市民サービスの向上が図られるのか。少し複雑な問い合わせ、問題が生じたとき、いつまでもマニュアルどおりでは対応が困難になり、その人はそこで終わります。それ以上のことは望めません。社会は変化しており、法の解釈も変化します。階級ごとにその職務内容や責任が重くなることですが、プロとしてその職責を意識しておられるのか。自分の判断では無理だと認識でき、組織を活用できているのか。市長がよく言われる、みずから考え行動する職員になっているのか。上からの指示待ちで、みずから動かない、余りにマニュアルどおり、つまらない答え、活気のない職場になっているのではないかと。専門的な部署のあまり、枠組みを超えた政策を実現できていないのではないかと感じております。規制、制限をするという発想からは現状維持が精いっぱい、新しい施策は生まれてきません。一人一人の資質向上は、さまざまな研修制度などで一定の効果はあるのかもしれませんが、果たして現場で生かし切れて、組織として市長の思いと一緒に同じ方向を向いているのでしょうか。市長の意思の伝わり方、一人一人

の職員との意思の疎通に問題があるのではないかと。市長みずからがコミュニケーションづくりをもっとされるべきではないのか。これまでの達成度の評価と、今後の取り組みについてとあわせて市長の見解を伺います。

次に、果樹産地構造改革計画及び果樹の災害復旧支援対策について伺います。

春の雪消えがおそく、被害が明らかになったのが5月下旬でしたが、その被害額は27億8,000万円であり、これは48豪雪の被害額を超えた金額と伺いました。48豪雪との一番の違いは、当時は果樹の値段が高く、農家も若く、行け行けムードで、消費者が求める品種フジへの自主変更が成功し産地が確立しました。一方、現在は担い手の高齢化や後継者不足、基盤整備のおくれ、価格の低迷などで、産地としての存在が危ぶまれる状況にあります。このことは、国も危機を感じ、果樹産地構造改革計画を打ち出しました。この計画は、横手市の果樹産地の育成、産地確立、六次産業化、観光農業の推進などのためには、まさに今必要とされる施策そのものであります。果樹は、これまで農政全般から見ると置き去りにされてきた分野です。横手市においては、生産量で全県の約75パーセントを占めており、いわば横手市の果樹政策は、すなわち秋田県の果樹政策と言っても過言ではないのです。まずは、そのくらいの気概を持って取り組まなければなりません。

その横手市が、未曾有の雪害を受け、現在さまざまなメニューの支援策を行っているわけですが、現場の視点でタイムリーに農家の動向を見定めなければなりません。また、この支援策は数年に及ばなければならぬし、何より5年先、10年先の産地確立を目指すには、果樹産地構造改革計画が必須であります。

以上の点から、(1)果樹産地構造改革計画の現状、点検、見直し、計画実施時期について、(2)この計画推進の母体に当たる果樹産地協議会の運営状況の把握、指導状況について、(3)雪害復旧支援対策の状況並びに果樹産地構造改革計画との整合性についてを伺います。

以上で、一般質問を終わります。よろしくご答弁をお願いいたします。

○塩田勉 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 2点、お尋ねがございました。

まず、1点目の職員の意識改革と資質向上についてのお尋ねでございます。

各政策を推進する土台となる職員の資質向上を公約の一つとして掲げ、市民、いわゆるお客様の立場で考え、変革し続ける職員を目指す姿といたしまして、これまでも各種職員研修や人事評価を実施するなど、総合的な人事施策を進めてまいったところであります。ただ、議員が感じておられるように、幾ら研修を積んだとしても、その成果を仕事で発揮し、組織として住民の皆さんに還元できなければ、無意味なものになってしまうわけでありまして。また、与えられた仕事のみをこなす、マニュアルに従ってしか業務を行うことができない組織では、住民の皆さんから必要とされる市役所として存在し続けることは無理だと思っています。

現段階での職員の意識改革と資質向上の達成度と評価というお尋ねでございますが、現在では、あるいは現在でも、まだまだ道半ばという状況でありますし、特に管理職を中心として、職員個々の力を引き出すリーダーシップや、相手の意図をくみ取り、TPOを意識しながらわかりやすく相手に伝える、あるいは説明するコミュニケーション能力などが多くの職員に不足していると痛感いたしております。

議員も参加され、十分ご理解をいただいておりますが、行政経営品質向上研修でございますが、従来の考え方、慣習を問い直し、より高いお客様の満足を実現していこうという研修でございますが、これを管理職から全職員へとその対象を広げまして、意識改革の活動が具体的な仕事に生かせるよう徹底してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、行政サービスの質というものは、それを提供する人の人格や気持ち、すなわち全人間性によって決まるものと考えております。どんなにシステムを充実させたとしても、結局はそれを実践する職員の内面がサービスの質を左右することになります。横手市役所の職員一人一人が、感性豊かなプロの行政マンを目指すという強い意思を持ち、業務に取り組むことができるよう今後も努力をし続けてまいりたいと思います。

2つ目の果樹産地構造改革計画についてであります。

3点のお尋ねがありました。順を追って答弁申し上げます。

横手市の果樹産地協議会、これは市、県、JAなど農業団体及び生産者の代表により構成された組織でありまして、横手市における果樹農家の担い手育成、樹園地の利用計画、品種構成や販売戦略についての目標などを定めた果樹産地構造改革計画を平成19年2月に策定しておったところであります。

この協議会では、国の補助事業であります果樹経営支援対策事業や果樹産地高度化緊急支援対策事業を実施いたしております。果樹経営支援対策事業は、優良品種への植え替えや樹園地の整備などに対し助成するもので、横手市では平成19年度から平成22年度までに65園地、約6ヘクタールでこの事業を活用した植え替えが実施されております。また、果樹産地高度化緊急支援対策事業は、品質向上等に対する取り組みを支援する内容で、平成22年度限りの単年度事業として実施されたものであり、果実の高品質化や均質化を図るため、携帯型の糖度計、葉緑素計、白色反射シートを導入いたしております。

協議会では、この冬の雪害に対し、復旧、復興のみならず、優良品種への作付誘導を図るため、推奨する果樹の種類や、品種の一部を平成23年3月に変更しており、今年度は約20ヘクタールにおいて優良品種への植え替えが進む予定となっております。また、果樹産地構造改革計画の策定から5年が経過することから、今年度はこの計画を見直すことといたしております。見直しに際しては、現地調査や生産者からのアンケートの分析、共同防除組織との意見交換を行うことで、産地の復興を目指した、より実効性の高い計画になるよう検討しております。市ではこの計画や施策を支援して、今後の産地復興に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○塩田勉 副議長 2番。

○2番（佐藤誠洋議員） 1番目のお話のほうからさせていただきたいと思いますが、今、市長のご答弁にありましたように、やっぱり結局はだれであろうと、その人格そのものがその人自身ですから、その人の資質を上げなければならないと、そのとおりでと思います。

私は、組織として、一番もっと市長に伺いたいのは、特に下の人たちといいますか、市長のいつもの幹部職員の方とか、いつも会う方々の意見は、やっぱりよくお聞きになる機会があるでしょうし、さまざまな場面があると思うんですけれども、もっとその下のといいますか、若い方々の意見なり、そういったアイデアなりを市長のところに取り入れる仕組みというのは、今、市としてあるのでしょうか、まずその1点。

○塩田勉 副議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 若い方々に限らずであります、いずれ年齢構成関係なくして、各部局から職員の提案制度という制度がございまして、自分の部局以外の他部局について建設的な意見やらアイデアやら政策提言含めまして、いろんな意味で職員からアイデアなり政策的な提言を、思いをいただいているところございまして、それをステップを経ながら集約して、市長のもとにはすべて届いているという状況が現状でございます。

○塩田勉 副議長 2番。

○2番（佐藤誠洋議員） 今、ご答弁では市長のところへ届いているというお話ですが、市長に伺いますけれども、恐らくはいろいろな段階といいますか、決裁を受けながら市長のところへ届いているのではないかと思います。直接、例えばその方の意見が市長のところへ直接届くことというのはなかなかないのではないかと、私自身ちょっとわからないのですけれども、それで市長に伺いたいんですけれども、今までそういったいろんな意見やさまざまな提言なり施策をされた職員の施策に対して、市長なりにご判断されて、それを実際に政策に移されたということは結構あるのでしょうか。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 国の制度設計に基づくものとか、こういうものについてはなかなか新しいアイデアというのは出がたいところでありましたけれども、そういうのに基づかない、例えばさまざまな観光振興、あるいは農業の新しい取り組みだとか、地域の伝統文化に対する取り組みだとか、こういういわゆる比較的国とのかかわりが、接点が少ない部分においては、断片的にでありますけれども、職員からおもしろい、これは立ち話の中から出てくることもありますし、何かの折に言われたことはございます。そういう中でヒントを得て、具体的な検討を担当セクションに私なりに感じたことを申し上げてさせたことはございます。ただ、それがたくさんあったかと言われると、それはなかなかたくさんというまではいかなかったわけでありまして、こういうふうな斬新な考え方をする人もいるんだと、おもしろいな、これはいいな、このアイデアをぜひ使ってみようというようなことで反応したことはございます。

これはやはり、これからもそういう、議員ご指摘あったように、決裁を経て上に上がっていくという

システムになると、どうしても見る人のフィルターがかかるというところがどうしてもあるわけでございまして、それは必要な部分もちろんあるのでありますけれども、そうでないバイパスと申しますか、そういうのも先ほどの職員提案の公募も含めて、もっと努力しなければいけない、工夫しなければいけないと考えているところであります。

○塩田勉 副議長 2番。

○2番(佐藤誠洋議員) 特に、その意見や提言が、やっぱり自分のアイデアが取り入れられたというふうな達成感を味わうということは、また組織が活発になると、これはどこの組織でもそのとおりだと思います。そういう中で、やっぱりある程度のフィルターがかかってしまうということで、逆に今度はせっかく出したアイデアが市長のところに届かないと、じゃ、そんないろいろシステムはあるんだけど、申しわけないですけども、どうせ届かないということで、いろんなアイデアなり提言があるのにもかかわらず、それを生かし切れていないというような場面も想定されると思います。

そこで、例えば副主幹クラスの方々に、年に1回プレゼンのコンテストとか、そういうものを開いて、それを副主幹が中心になってやるわけですけども、もちろんそこには部下や上司がいるわけですから、その人たちを巻き込んでというか協力を得て、ちょうど副主幹くらいの方々の政策や提言なりのプレゼンのコンテストとか、そういうものを年に1回開くということを行って、そこにはもちろんさまざまな方々がいらっしゃるわけで、市長が直接そうしたアイデアを聞く場面があると、もちろんそういったことは人事評価の対象にもなると、さらには、部局間で、例えば同じ部だけでなく部局間でさまざまな政策を考える場合は、部局間でやったほうがいい場合も相当あると思います。ですから、そうすると横断的な話になりますし、さらには地域局全体からの提案がというかプレゼンがあるとか、地域局同士の結びついた提案があるとか、そういったいろいろな形の提言やアイデアが、直接市長のところに余りフィルターがかからずに、しかもある程度の、市長の言葉をかりると熟度の高い政策や提言にしておいたものを、ですから副主幹クラスですけども、それをコンテストという名前はちょっとあれかもしれないですけども、プレゼンのコンテスト、それで市長を納得させるような、そういった、さらには、この点がもっとよければとか、お互いにそれを評価するような立場にあれば、なかなかその組織としては活性化なるのではないかと思うんですけども、その点、先ほど市長いろいろな取り組みの仕方を考えなければならぬということに対しまして、ひとつ私提案ですけども、いかがでしょうか。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 かたく言えば、各部局では毎年春に、基本的には4月でありますけれども、それぞれの組織目標をつくって、それを適当かどうかという会議をやります。それは私が全部、担当の副市長と一緒に回って出るわけでありまして、その組織目標をつくる時に、少ないところで2つとか3つとか5つとかあるんですけども、それを出すとき、その組織、基本的に課でありますけれども、それは本庁であれ地域局であれ、課が課の全員と協議をして決めるということにしております。課長が一人で考えてやるとか、そういうことではなくて、チーフだけでもない。そういう中で、意見をくみ上

げて、今年度は私どもの課としてはこんなことを、新しいことに取り組もうと、あるいは継続だけでも、もっとハードル高くしてやろうと、こういうような施策が出てまいりますので、これはこれで楽しみで意見交換をします。これは、秋にはどのぐらいできたか、できなかったか、なぜできたか、なぜできなかったか、達成度についての検証を行います。これは行政経営必須活動の一環としてもやっているわけでございます。これで成果の上があったところを翌年度ささやかでありますけれども、表彰する制度設けて、先般それを実施いたしました。

こういう、かたく言えばという話で申し上げましたけれども、こういうルートに乗った話と、今、議員ご指摘にありましたプレゼンというような形、プレゼンというのは一つのスタイルでありますから、多分中身としては具体的な政策提案のプレゼン、コンペ、コンテスト、こういうことになろうかなと思います。これは今までやってきておりませんでしたので、ぜひその考え方は大変おもしろいなど、意欲ある人間は必ずおるはずでありますので、何とかそういうふうなものを、最初はトライアルでありますからいきなり大仕掛けできないと思いますが、何とか研究して取り組みたいなと思っております。

○塩田勉 副議長 2番。

○2番（佐藤誠洋議員） ぜひ実現していただきたいと思えます。

このことのいいことは、先ほどのいろんなシートをつくってやるというのは、部局間にどうしても限ってしまうことがありますので、この場合の、私の提案のよい点というか、そういうのは、全庁的に取り組めますので、それを共有できるという点で、さらにほかの方々に影響力を及ぼすのではないかと思いますので、どうかよろしくお聞きしたいと思えます。

それと、今の決裁の状況と申しますか、決裁についてちょっとお聞きしたいのですが、今、横手市では政策調整会議というものがあるわけですがけれども、この政策調整会議というのは、どの段階の決裁を経て開かれているのか、あるいは市長にとっては政策調整会議というものの位置づけ、そこに上がってきたものを最終的に市長が決裁して前に進むかやめるのか、どうするのかという話だと思えますけれども、その辺が私ども内部の話ですので、そんなに興味を持つこともないと思うんですけれども、危惧するのは、やっぱり職員のやる気とかという意味で、組織としてそのあたりの仕組みづくりがきちっと伝わっているのかどうかということをちょっと伺いたいと思えます。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 政策会議は、基本的に月2回開催しております。これは、基本形は各部局で市の方向性を決めなければいけない、それは議会で議案として上程するもの、もちろん提案するものも含めてでありますけれども、あらゆる決めなければいけない、その最終の場だという位置づけをいたしております。その場で原課が、もととなる部局から出てきた提案、あるいはその課題の解決策、その詳細について、政策会議メンバー全員資料を共有して見まして、そしてそれを意見交換いたします。各自の意見を聞き終わった後、私も意見を申し上げて、これで十分これでいけると判断したものはそのままそれを決裁すると、書類上は後でありますけれども決定すると、こういうふうなことになります。ただ、どう

しても納得いかない部分、もうちょっと精査しなければいけない部分あるのも少なからずありますので、それは再議ということで、再検討するというように指示をして返します。あるいはそういうこととは別に、報告だけしなければいけないということも中にはありますので、政策会議メンバーにそれぞれの担当から報告すべきことを報告事項として政策会議に上がってくるものもございます。これは決裁ということではありませんけれども、いずれそういうことで私が判断する、決断する、決定する直前の段階、まずそこがちゃがちゃやると、こういうこと、平たく言えばそういうことであります。

以上であります。

○塩田勉 副議長 2番。

○2番(佐藤誠洋議員) よく市長がおっしゃられる、熟度を上げたものが政策会議に上がってくると、それで最終的に判断されるということ、決裁されると、そういうことでございましたけれども、そうなりますと、政策調整会議まで上がる段階までのことについて、何というか、市長としては経過報告とか、政策会議に上がる前、上がってきたら市長はいろいろなことが、それこそ熟度は上がっておりますので、ほとんどまず今おっしゃられたように、もうちょっとというのはあるのかもしれませんが、大体は皆さんでそこで協議されて、まずオーケーと、そういうことであると思えますけれども、その政策会議に上がる前の段階で、組織としてそのあたりが、決裁状況といいますか、きちっと、例えばチーフがいたら次に課長ですとか、次長、部長、そして担当の恐らく副市長と、そういった形ではないのかなと思うんですけれど、そういう中で市長の政策、市長として、私はこういう方向に進みたいとか、これをやりたいというのが、政策会議の前からいろいろと上がってきておれば間違いないと思うんですよ、そのとおり、市長のとおり。それが最後の段階で市長に報告なるというか、政策会議の最終的な報告ということの中で、市長の政策といかにかみ合っているかという、チェックというか市長としての満足度といいますか、自分の思ったとおりに、政策のとおりになっていると、そういったご判断というのはないものでしょうか。その点はいかがなかなと思うんです。政策会議というのは、やっぱり最終的な段階ですから、市長としてはそれを判断するということだと思うんですね。ですから、その前の段階で、ご自身の公約、例えばさまざまあるわけですが、公約の進み具合ですとか、さまざまな点で、市長の命令といいますか、意思が、その前にはどのように伝わっているのかというふうな話です。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 基本的には、私の公約は、市の総合計画の中に整合性あるものとして位置づけておりますので、職員はそのことを常に念頭に置きながら、幹部職員は全部私の公約をコピーして持っていますので、それをもって当初予算、当初政策を立てるわけでありまして。それで年度の途中で、それを具現化するときにさまざまな課題がありますので、あるいは途中で新たな政策検討事案が出てまいりますので、これを常に、そこを照らし合わせしながら、私どものところに来ると、最終的に来るわけでありまして、その過程においては、やっぱり課、部において、あるいは担当副市長交えて練り上げる作業、プロセスは当然あるわけでありまして。あるいは、時としては、政策会議かかる前に私のところに入って

くる事案もあります。こんなふうな検討をしているけれども、この方向でどうだろうかというような、内々の協議というのは中にはございます、すべてではありませんけれども。そういう中で、何でもかんでも政策会議、がちんこ勝負だと、こういうことでは決してなくて、それぞれ工夫しながら担当副市長の指導力も待ちながら、政策決定のプロセスをしっかりとやろうとしているところであります。

○塩田勉 副議長 2番。

○2番(佐藤誠洋議員) 根本的に、私の質問の中身というのは、組織がやっぱり活性化しないと、どうしても意識改革にまず結びつかない、資質向上策には結びつかないという思いからですけれども、昨日の木村議員からの話でも、市長と議会の立場という中で、やっぱりこういった場で、市長の思いや政策を実現したいということをはっきりさせるということが、まず市民の方々に、では市長はどちらの方向をむいているかということをはっきりさせる話ですし、それが、さらには職員の方々が迷わない、市長と同じ方向を向ける絶好の場であると思います。ですから、そういった場が、私どもに今政策会議の決定事項なり、いろんなことが情報として後で入るようになってきておりますけれども、ぜひ今の政策会議ではこうなっているというようなことが、職員全体でそれを共有できるように、そして今の段階ではこうだけれども、市長の思いはこっちだということを常に市民や職員に知らしめるような、そのような形にさせていただければと思います。

次に、果樹産地の、2番目のほうですけれども、構造改革計画についてですけれども、今盛んにいろいろやられているわけですが、市としての一番は戦略が見えてこないというのが、今の一番の状況であると思います。といいますのは、特に果樹のことについてですけれども、今、雪害を受けまして、5年後、10年後にどんな産地づくりを目指すのか、どんな姿にするのかという戦略が余り見えてこない。ですからその先に進むものがない。それで、さらには現地との今マップづくりといいますか、いろいろな農家との接触をされているようでございますけれども、これにつきましてもなかなか市の職員として現場の把握が少し足りないのではないかと感じております。今、果樹産地協議会が中心となって、いろいろ動いているようですけれども、その中ではどうしても市の職員としては、現地に赴くといいますか、現場からのフィードバックというのが、そういうのをなかなか受けがたいというか、システム上難儀しているような状況で、それが戦略に結びついていないのではないかと思います。ですから、5年後、10年後先に、全く今と同じ形にするのか、あるいはこの横手の果樹産地をもっともっと別の方向、それこそ六次産業化に向けて、さまざまな樹種の選定なり、あるいは必要な施設等を建設すると、そういった方向づけをする場合の戦略が、全く今のところ見えてきていないというのが現状であると思います。

さらには、市長独自につくられたマーケティング課というものがありますが、マーケティング課と農政の部分が、部内での調整がどのように図られているのか。非常にその点がまだまだ、これはそれこそ昔から言われ続けていますけれども、食と農ということで、食はどちらかというと消費者側、マーケティング、農というのは農政、対極にあるような感じですが、それがどうもまだまだ機能していないのではないかと、その2点について市長の見解を伺いたいと思います。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 まず、1点目であります。私は産地収益力向上協議会ができたときに、今、議員がご指摘されたようなことについては、すべて語ってあったと思っていました、果樹についても。我々が目指す方向は、あくまでも消費者の視点で、基点で、消費者に受け入れられる産地を目指すんだと、そのために具体的に六次産業化の取り組みも含めて、あるいは歓迎される果物の栽培について、あるいは地球温暖化が進行する中で、この地域の果樹産地としてのこれからの推移を考えたときに、新しいものに取り組む、このようなことを全部申し上げてきたところでございます。また、それは折に触れて、産業経済部の担当には口酸っぱく、この原点をいつも忘れるなど、この視点から外れた政策はだめだということは言うてきたはずであります。それがなかなか、もしかしたら果樹経営に携わる方々にタイムリーに届いていない、あるいは一部かもしれませんが、そういう節があるならば、これは改めてしっかり伝えるように努力をしなければいけないということを、まず今感じた次第でございます。

市の職員が現場把握が不足ではないかというご指摘については、これについては、私の見る限りは相当頑張っておるといふふうには判断いたしておりましたので、そういう意味ではやや意外な評価でありました。これはもう一回、担当とどこが足りてどこが足りないのか、これは具体的な話もお聞きしながら、必要な部分があれば追加的な手だてを講じていかなければいけないというふうに思っております。

それから、2点目の食と農のまちづくりというのは、マーケティングの視点と、あるいは生産の視点というようなことの2点でお話されましたけれども、これは何も対立する概念では何でもなくて、そもそも産地は消費者の視点を抜きにして、もう語ることはできない時代に入っていると、とっくに入っているというのが認識ございまして、そのためには、そのためのいわゆる情報収集、あるいはフィードバック戦略をとるためにマーケティング推進課つくった次第であります。当然、立ち位置が少しずれていますから、そこにはお互い意見交換の必要を要することが多々あるわけでありまして、それを埋めていく努力が産業経済部長を初め、担当課長、職員の努力しなければいけない部分だと思っています。これは多分、永久にやらなければいけない世界ではないかなと思っています。そういう意味では、常にマーケティング推進課の人間に言っているのは、この地域の農業がしっかり飯が食えて、後継者が戻ってきて、地域の良好な環境に資するような、そして、ひいては横手市ブランドが全体的に行き渡るような、そういうためにやるのだと、売ればいいのかそんな話ではないと、すべては地域の農業だというようなことを、いつもいつも口酸っぱく言って、洗脳すべく頑張っている次第でありますけれども、もちろんその努力が100パーセントできているとはいいがたいのはそのとおりでありますので、これからもそういうことを言い続けながら、そしてマーケティング推進課以外の農業政策課、農業振興課についても、大体一緒に会議をしておりますので、その意図を徹底させるように頑張りたいと思います。

○塩田勉 副議長 2番。

○2番（佐藤誠洋議員） 職員の現場把握についてですけれども、冒頭に壇上から申し上げましたように、

48のときは皆さんが若くて、しかも果樹の価格が高くて、少しぐらいの災害なんか大丈夫だと、みんなですべてやっていたと、そういう気概が全部あったんです。今の状況ですと、とにかく後継者がいないと、自分は年とってきているということで、よほど力強く引っ張っていかないと、なかなか市の政策が生かされないとか、生きてこない。逆に言うと、何でこんなにいいメニューをつくっているのに飛びつきが悪いと、そのような感覚であろうと思います。

県が今回、結構いいことをやっているとか、すばらしいのは、県が今復興支援チームというものを職員の中で作りまして、メンバー30人ですけれども、これは各地域振興局を回っておるみたいです。例えば平鹿の場合は、平鹿果樹産地協議会、この中の上部といいますか指導するような立場で、先ほど市長もおっしゃいましたように、この産地協議会にはJAなり、県なり市の職員とさまざまいて、この方々が中心になって動いていると、そういうふうな状況です。その中で、市はですから協議会のメンバーとして入っていて、県なり何かの復興支援チームからのさまざまな情報なり、さまざまそれをいただいて、それでアンケート調査なりさまざまなことをやっとな今始めて、それをベースにしようとしているわけでしょうけれども、ですから、行政、机の上で座っていることが、いろいろな仕事上しようがないのかもしれませんが、大体農政に関して言いますと、最後になるとJAにさまざまなことを委託したり、いろんな農家の組織に委託をお願いしたりして、なかなか自分たちの情報が、自分たちの目や足で見るという仕掛けにはなっていないんですね。

特に農協、JAですけれども、JAの営農部門というのは、部門別の採算性というとかと盛んに言われるようになってきてから、職員もその分薄くなってきて、しかも営農なのに、それこそ机の上でばかり仕事をしていることが多くなってきている。しかも場所は八沢木というえらい遠いところにありまして、まあ申しわけないですけれども、なかなかタイムリーに行けない。それで、お願いするときにだけお願いしに行くと、あとは余りJAとお付き合いがない。普段はほとんど、例えば今までの増田にはJAの方の姿というのは私余り見たこともありませんし、ですから農家がここにいて、さまざまな機関があって、それこそそれにマーケティングがベースになって、それで農政をしていこうという中で、今の仕組みづくりの中では、よほど職員が、それこそ資質とか自分を高めて引っ張っていくというような意識がないと、なかなか昔とは変わってきています。JAもなかなか動きませんし、動いてもその場限りになります。逆に、JAからもよく言われるんですけれども、最近は市のほうが頑張ってきていると、JAのほうは当事者意識最近足りないのではないかと思っているぐらいですけれども、一たん事業が始まると、職員の方はどうしてもその事業の消化や達成のためのほうに向いてしまっていて、その事業が今現在どのように動いてどういうふうになっているかというのが的確に把握できていないんですね。ですからそこがまず、問題だと思います。今、市長はその点動いていると思っていたという話を、私からすると一時的には動きますけれども、ですけれども農家にはタイムリーに動いていない。さらにはさまざまな施策やなんか、今こういうメニューありますよって紙にいっぱい書いてよこします。それは、大体広報の出る日、1日か15日にその紙が出ます。そうすると、農政だけの部門じゃなくて、例えば今

ごみ処理の関係の話とかいろんな紙がいっぱい入ってくるわけですが、その広報の中に。そうすると農家の方々、そんな紙来たかどうかと、見ていないんですね。しかも字がいっぱい、そこも私職員の方々に直していただきたいのは、自分たちの目線で仕事をしているから、あんな何ていうかわかりづらい文章いっぱいのもが出てきているんですね。農家はということしてくれるのかな、そのためにはいつ説明会に行けばいいのかとか、どういうメニューなんだということをもっと図や絵を見て、向こうの目線で見てやってくれればいいのに、ずらずらと丁寧に書き過ぎていて、もうだれも見えていないんですよ。しかも今度、それは職員からするとちゃんと広報していますよと、そういう話になります。これは産業経済部だけじゃなくて、今までも、かつて、水道なんか水道料金値上げするようになったときもだれも知らないで、ただ紙出しているだけでわからなかったと、そういうこともやっぱりありました。ですから、自分たちが現場主義を、忙しいのはわかりますけれども、もう少し人と行き会ったりなんかするコミュニケーション能力を高めて、現場で何を求められてどういうことが必要だということを職員に訴えるような、そんな仕組みづくりをつくったらいかがかと思えますけれども、いかがでしょうか。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 何といいますか、馬に食わせるだけ資料ばかりまくと、こういうふうな言葉がありますけれども、まさにそういうご指摘を受けたところでございますが、これについては、やっぱり時々市民の皆さんに届く配付物の中で、何じゃこれほど、私が見ても思うものもありました、過去において。最近では相当、私にも会議資料の中に入ってきますので、改善されてきたなどは思っておりましたが、まだまだ足りないところがやっぱりあるのかなというふうに反省をいたしております。やっぱりどうしても職員はいろんなことを研究し、勉強していますので、言ってみればプロでありますので、すべてわかっているわけですよね。その頭で余りわかっている方に説明するのは下手であります、はっきり言って。ですから相手の立場で、相手がわからない立場で聞きたいと思っていることは何か、それをわかりやすく伝えるための手だてはどういう、技術も含めてあるのか、あるいは配付物が行くタイミングの問題とか、これについては正直不勉強だと思っています。これは職員研修の中でもやっぱり考えていかなければならないことだなというふうに痛切に思っています。まさにコミュニケーション能力というのは、そこにもあるわけでありまして。せっかくいい政策を考えても、伝わらなければ、何の理解も得られなければどうしようもないわけでありまして、そういう点では、もう一度、我々、全庁的にそのことを見直しして取り組んでまいりたいと思います。

ありがとうございました。

○塩田勉 副議長 2番。

○2番（佐藤誠洋議員） 今の配付物を見やすくするというだけでも、相当な職員の意識改革に結びつくと思いますので、ぜひすぐにでも取り組んでいただきたいと思います。

最後に、果樹についてですけれども、やっぱりこれまで、私、旧平鹿町ですけれども、それであと旧増田町ですとか、いろいろ果樹の大きな位置づけのある旧町でしたけれども、ですが、なかなか先ほど

申し上げましたように、果樹というとても農政からなかなかちょっと別部門という形で、しかも自分で販売されている方が結構多いということもありまして、組織としてはなかなかなかったということもあって、行政として、なかなかプロの養成が育ってこなかったような背景にあると思います。

このことは、今現在横手市においても、技術系のリンゴの職員がやっぱりいないと、そういうことで、人事に関してですけれども、これは専門の職員を置くことのいい点と悪い点もちろん出てくると思いますけれども、横手市の果樹の生産量というのは、全県の75パーセント占めていると、ですから、今回の県の補正とかさまざまなお話も、県の事業は、もうあれは横手市の事業といってもいいぐらいの、そのぐらいの、横手市の果樹の政策はそのまま県の政策のような形です。その中で、やっぱり5年先、10年先の果樹産地を、今、このようにしてつくと、戦略づくり、プランをこれからつくるためにも、技術系職員の採用の検討とかを考えられたらどうかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 私自身も果樹に造詣の深い職員がどれぐらいいるかというのは、正直把握いたしておりません。これについては、秋田県の果樹生産の多くを横手市が占めているというのは事実でありますし、この後もそうであるべきだと思っていますので、これはどのレベルまでということはいろいろあるにしても、そういうことが的確に、JAあるいは果樹試験場、あるいは果樹協会等々と連携できる、実務的にもできる職員の養成というのは当然必要なことでありますので、何をもってプロというかというのはなかなか難しいところもありますが、これは担当部と相談をいたしたいと思います。

以上です。

○塩田勉 副議長 暫時休憩いたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

午前11時36分 休憩

午後1時30分 再開

○塩田勉 副議長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 立身 万千子 議員

○塩田勉 副議長 7番立身万千子議員に発言を許可いたします。

7番立身万千子議員。

【7番（立身万千子議員）登壇】

○7番（立身万千子議員） 日本共産党の立身万千子です。

このたび、私たちは一自治体で対応できる範囲を大きく超えた豪雪の甚大な被害に加え、未曾有の大震災など、自然災害が人間の想定をはるかに超えるものであることを思い知らされました。とりわけ、私たち横手市民にとって、東日本大震災は他人事では決してなく、地震発生日から被災地支援や避難

者対応を行政がスタートさせる一方で、市民の間でも避難者への支援を初めとして、民間ボランティアが活発に活動を展開しています。NPOの方々が釜石市役所に着いたら、応対してくれたのは横手市から派遣された職員だったとのこと。ライフラインもままならない中、寝袋で寝泊まりしながら任務に当たっていたと話しておりました。しかし、行政と民間の連絡、連携が必ずしも十分な機能を果たしているとは、残念ながら市民の目には映らない状況があるようです。そこで、いざというときに、10万市民がすぐ対処できる災害対策を身につけることが第一と考え、改めて安全・安心のまちづくりを具体的に進めていくために、次のとおり質問します。

まず初めに、市の防災計画に基づく災害初動マニュアルについてお尋ねします。

ご承知のように、横手市地域防災計画は、明治29年の陸羽地震モデルや大正3年の強首地震モデルもとにして、マグニチュード7.2程度、震度でいえば6を想定していますが、総合的、基本的な内容で膨大な量になっています。今が見直しの時期とはいえ、やはり国・県の指針にのっとって策定されるため、2年から3年を要するとのこと。しかし、災害はいつ発生して、どの程度かという想定はできません。この横手市で、いざ災害が発生したとき、市役所はどういう体制をとって10万の地域住民を安全に導くのか、初動マニュアルの検討状況をお聞かせください。

2つ目に、ハザードマップと市民に届けるパンフレットについて質問します。

ハザードマップは、その名のとおり危険度地図であり、市民が災害時に自分がいる位置の情報を得て危険を避ける判断をするもので、避難のために絶対の必需品と言われていますが、今回の大震災では、そのハザードマップの外の区域で多数の犠牲者が出てしまいました。横手市では、雄物川、皆瀬川、成瀬川、横手川の洪水ハザードマップが平成19年3月に全戸配布されていますが、4年が経過した現在、これをどのように検証しておられるか伺います。

また、昨年度県内の各自治体では、国の社会資本整備交付金などを活用して全額国費で地震防災マップを作成し、建物の揺れやすさや地域の危険度を市民に周知しています。横手市では、交付金を活用しても作成する必要はないと判断されたのでしょうか。市長は、横手市民に向けた水害を含む防災マップについてどう考えておられるかお聞かせください。

所信には、市民に周知するためのパンフレットを作成すると書かれてありますが、ややもすると現実的に対応できるものではない場合が見受けられ、机上の論理だけでは実効あるものにならないのではないかと懸念されます。昨日の土田議員への答弁では、万一のときの市民の対処について記したものでしたが、そのパンフレットは市民が理解しやすく、とっさの判断ができて動きやすい内容なのか、具体的にお聞かせください。

3つ目に、災害時の広報体制について質問します。

現在、当市では県の装置のほか、各地域に防災行政無線が整備されていますが、アナログ仕様のため、故障すれば部品が調達できないので将来的には使えないとのこと。デジタル式の防災行政無線を全市に設置するには20億円ものお金がかかることから整備は困難なので、横手コミュニティFM株式会社

と協定を結んだという経緯は理解しています。平成18年に実施した市民へのアンケート調査では、災害時に情報を収集する手段として、ラジオと市の広報車が多く上げられました。停電や断水などの状況や復旧の見通し、給水車の配置場所等々、だれもが聞き漏らすことなく情報を得るには、走りながら放送する広報車の使い方を工夫するというのも大切ですが、緊急時にスイッチが自動的に入って放送してくれるラジオの力が大きいと思われます。ひとり暮らしのお年寄り等へのFM告知ラジオ無料提供はもちろんありがたいことですし、今回の災害でも多くの市民がラジオの便利さを実感しているところです。そこで、もし市内の全戸にFM告知ラジオを提供するとすれば予算はどれほどになるのか、費用対効果をどのように見ておられるか、市長のお考えを伺います。

4つ目に、民家の耐震改修対策と空き家対策についてお尋ねします。

住民アンケートでも、雪や台風や地震によって家が壊れてしまうことが市民の一番の心配になっています。市では昭和56年以前に建築した木造住宅を対象とする耐震診断や耐震改修を、国と県の補助を活用して実施する施策をとっていますが、市民の利用が芳しくありません。また、最近激増している空き家は、本来所有者等が処理すべきものです。特に、今冬は空き家となった隣家の屋根から雪が落ちてきてけがをするなどの事例もあり、市として所有者への連絡をどうするか、地域住民に任せきりにするかどうかなどの課題が切迫していると思われます。今のところ空き家や廃屋に関する問題をストレートに解決できる法律はない状況ですが、市長はどのように対策を講じるお考えでしょうか。

5つ目に、災害時要援護者の避難支援策について質問します。

平成18年の住民アンケートでも確認されているように、一般に要援護者とは高齢者、障害者、外国人、妊婦、乳幼児となっていますが、市長の所信では災害時に自力で避難ができない方々と規定し、個々人の避難支援計画が完成しつつあるとのことでした。さらに、各地区の民生児童委員が、要援護者として登録された災害時あんしんリストを所持し、地域局とともに未登録者への働きかけを強めていくという方針が書かれていますが、先月横手地域の南民生児童委員協議会から出された要望書でも、この点に触れられており、民児協として市長に対し、要援護者の避難支援について、より具体的な方法、手段を促進あるいは事業化してほしいと訴えています。実効性を高めるには個人情報保護の制約はあるものの、最も詳しく要援護者の事情を把握しているのは、いわゆる向こう三軒両隣といった、それぞれが住んでいる集落、町内の人々であり、消防団や自治会や、いきいきサロンなど社会福祉協議会とのつながり等々、その地区にある既存の組織すべてと連携して、だれがだれを、どんな方法で、どこに移送するかを明確にする必要があると痛感します。計画の素案はほぼ策定し終えたとのことですが、重点項目についてのみでも結構ですでお聞かせ下さい。

なお、今回の東日本大震災で、なぜこのような大勢の犠牲者が出たのかを分析した結果によれば、津波が大きな要因ですが、1つには要援護者という身体的な理由と、2つ目に、介護者、看護者など援護を担当する状況のため逃げるができなかったという理由を上げていました。この教訓は言うまでもなく、当市でも生かさなければならぬと思うものです。医療機関の入院患者搬送を初め、高齢者の施

設や保育所、幼稚園、学校などで、どのように避難誘導するかはもちろんのこと、高齢者の比率が50%を超えている限界集落的な地域が多い当市の場合、特に誰がどの家の要援護者を支援するか、きめ細かな手だてが必要です。1人の命も落とさない計画であるべきと強く思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。

6つ目の質問は前項と関連しますが、住民自治組織の強化について、地域での共助を充実させるための具体策を伺います。市長は自助、共助、公助とよく言われます。自助と公助は容易に理解できますが、市長の描かれる共助とはどのようなものか、まずお考えをお聞かせ下さい。

東日本大震災の13時間後、震度6強の地震に見舞われた長野県栄村が一人の犠牲者も出さなかったのは、住民自治がしっかりと築かれていたからという新聞報道がありました。住民自治の基礎単位は集落、町内会であり、当市も旧横手市街地は夜間と日中の人口差が大きいとはいえ、まだまだ集落の組織は維持されていると思われま。前述の民生児童委員協議会の要望書には、地区会議単位での防災訓練を年1回以上実施し、避難場所の確認や誘導の仕方、生活必需物資の確認をしておくことを早急に手だてしてほしいと書かれています。率直に申し上げて、地区会議の中には、現実として年齢構成などにより機動力に多少温度差のある集落、町内があります。だからこそ、地域づくり協議会と行政が連携し、市民にわかりやすい具体的な実践に向けていくことが大切と思いますが、市長はいかがお考えでしょうか。

最後に、市内で避難生活をされている被災者の支援について質問します。

所信では、現在100名ほどの方々が当市に避難されているとのことでした。短期であるにせよ、雇用促進策や医療費の一部負担金減免策などを市では講じていますが、避難の長期化が予測される中で、今後さらにどのように対応していくかを伺います。4世帯ほどは市営住宅に入居されているとのことですが、生活物資の調達や義援金の届け方など、どのような支援をしているか、今後の方向もあわせて伺います。当市の防災計画を策定し直すに当たっても、ここから学ぶことがあると思うからです。

以上で、私の質問を終わります。ご承知のように、地震、津波、原発、そして豪雪といった一連の災害はいまだ収束しておらず、総括して論評する段階ではありません。地方議員のやるべきことは何なのか、今改めて自問するときではないでしょうか。災害が起きた時点の危機対応が最も大切であるという観点から、私は今回いざという時に、何としても市民の命を守ることを第一に論議を深めていくべきと考えます。当市では、農業を中心に今起きている災害、営農営業の負担増に波及していく災害をいかに食いとめるか、地球規模で誘発されている地震を初め、これから起こるであろう災害をどうとどめていくか。そういう大きな課題があって、自助、共助、公助を実践する横手市にしていくためには、市民の理解が必要不可欠です。市長には、市民にとって極めて現実的で具体的なお考えを、ぜひお示しく下さいますようお願いをいたします。

ご清聴ありがとうございました。

○塩田勉 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 安全・安心のまちづくりに絡みまして7点お尋ねがございました。

まず1点目でございますが、災害初動対応マニュアル、これにつきましては、先日もご答弁申し上げましたけれども、職員向けに現在100ページにわたって非常にページ数の多い、各種災害対応マニュアルが用意をされておるわけであります。このたびの震災によりまして、想定外の災害も視野に入れた見直しを行うとともに、いつでも携行できるポケット版を作成いたしまして配付し、職員の対応を徹底してまいりたいと、このように思っている次第でございます。

また、自治会単位での共助に取り組めるリーダー向けの初動マニュアルについても、モデル版の作成に向けて検討してまいりたいと、そのように思っている次第でございます。

2つ目の、ハザードマップについてでございますが、ご指摘ございましたとおり、市では平成19年に水害のハザードマップを作成いたしました。浸水想定地域に配布いたしておるところでございます。これにつきましては、治水事業も毎年実施されておることから、水害については現行のマップで対応可能と考えておるところでございます。その他の災害につきましては、市民向けのハザードマップを作成配布しておりませんので、今後作成を検討してまいりたいと、このように考えている次第であります。なお、市民の皆様には、地震への備えと万が一地震が起きたときの対処について、簡潔にまとめたパンフレットを作成し、市報に折り込む形で配布する予定であります。

3番目の、災害時の広報体制についてのお尋ねがございました。

今年の雪害と震災では、防災行政無線、市報、チラシ、広報車、コミュニティFMなどで市民の皆様へ情報をお知らせいたしました。防災行政無線は、情報伝達手段としては有効であります。4つの地域にしか整備されておらず、いずれも設備が老朽化しており、部品の供給も困難な状況でございます。また、広報車については、広報内容が十分に伝わらず、市民の皆様から内容が聞き取れないなどのご指摘をいただいております。また、市報やチラシは、確実な情報伝達手段であります。速報性に欠けるといふ欠点がございます。ご指摘にもございましたコミュニティFMでありますけれども、非常に有効であるとの評価であります。市民の皆様すべてにご利用いただけるよう手だてが必要であります。

このような状況から、今後防災行政無線は、使用が可能なうちは引き続き運用していくものの、新たに市全域で整備することは、設置経費や維持管理の問題から極めて難しいと判断しております。このため、市民の皆様への迅速な情報伝達手段としては、コミュニティFMの活用を中心に進めてまいります。今年度、8カ所の中継局を設置することにより、市内のほぼ全域でラジオが聞こえる予定であり、緊急時には緊急割り込み装置を設置し、市の災害対策本部から直接放送することが可能となりました。この放送は、カーステレオや市販のラジオでも受信できますが、緊急告知ラジオでは緊急放送が始まると自動でスイッチが入り、放送が流れる仕組みとなっております。この緊急告知ラジオについては、来年度までに高齢者世帯や障害者のおられる世帯、避難所など9,000戸余りに無料で配布する予定にしております。なお、全戸に配布する場合にはどうなのかと、こういうご指摘もございましたけれども、概算で

ございますが、3万4,250世帯と計算いたしまして、およそ2億5,000万円の経費がかかるものと思われます。

4番目に、民家の耐震改修対策と空き家対策でございます。

まず、民家の耐震改修対策でございますが、市では地震による建築物等の倒壊や損壊によって生ずる人身被害や物的被害を防止、軽減させるため、既存建築物の耐震化の促進を目的として、平成21年度に横手市耐震改修促進計画を策定しております。この計画に基づき、昨年度から現在の耐震基準となる前に建築確認を受けた個人の木造住宅を対象に、耐震診断と耐震改修の費用に対し補助を行っております。今年度も7月1日より受け付けを予定しており、市民の皆様には市報でお知らせするとともに、ホームページ及び窓口で詳細について広報いたします。なお、耐震診断については上限が3万円、耐震改修については上限30万円までの補助となっており、予算の範囲内で応募の受け付けをいたします。

この項の2つ目、空き家対策でございます。これにつきましてはご指摘のとおり、このたびの雪害で大きな課題となったところであります。災害時に限らず、地域の抱える課題として対処しておりますが、実際には民事が絡む問題であり、1軒ごとに顧問弁護士の助言をいただきながら地道で粘り強く対応している状況であります。根本的には、全国的な問題である不在家屋について、行政や近隣住民が対処するための法整備がなされていない状況であることから、機会をとらえ国や関係機関に訴えるとともに、地域の皆様や関係団体のご協力を得ながら、災害の要因とならないよう個別の対応を続けてまいります。また、あわせて条例制定も含め、体制の整備と総合的な検討も進めてまいります。

(5)の災害時要援護者の避難支援策についてでございます。

現在、策定を進めております災害時要援護者避難支援計画では、災害時要援護者を高齢者、障害者、難病患者等療養者、外国人などのうち、災害時において支援を必要とする在宅の方といたしております。市が平成21年から整備を進めている災害時要援護者を対象とした災害時あんしんリストには、現在約950の方が登録されております。今後、さらに民生児童委員、自治会等の協力を得ながら、災害時に支援が必要な方々に対して災害時あんしんリストの周知を図り、登録申請の働きかけを強めていきたいと考えております。災害発生時の支援は、平時における防災活動や日常の見守りがベースとなることから、自治会や町内会活動を通じて、地域で支え合うという意識の一層の醸成を図るため、地域づくり協議会、地区会議などへ働きかけてまいります。また、市社会福祉協議会では、災害発生時に備えるため、要援護者とその支援者の所在を地図上に落として、日ごろからの意識づけを行っていただく要援護者マップづくり事業を進めております。このマップづくり事業においても、相互の情報を共有し、災害時における要援護者個々の確実な避難支援につなげていきたいと考えております。

(6)の住民自治組織強化、いわゆる地域での共助拡充の具体策についてのお尋ねでございます。

この冬の豪雪の教訓をもとに、当市でも雪害対策の仕組みづくりに着手したところではありますが、大規模災害に際しては、行政のみの対応に限界があることは明らかであり、まさに共助の理念の浸透育成こそが重要であると認識しております。こうした方針のもと、私はこの春、すべての地域づくり協議会

を訪問し、それぞれの地域にふさわしい共助社会の創出についてのご検討をいただけるよう、お願いを
してまいりました。また、市の地域福祉計画に基づき、地域のコミュニティーの再構築を図るための具
体的な協議についても、地域づくり協議会の皆様をお願いする予定であります。

一方、集落機能の維持、充実を図るため、集落の目配り役として集落支援員をモデル的に配置するこ
とで準備を進めており、既に増田地域の上畑・滝ノ下集落、大森地域の金井神・上坂部集落における住
民説明会を終了したところであります。集落支援員が地域とのかかわりを深めていく中で、地域コミュ
ニティーの再生、共助理念の浸透を図る有効な手法を確立してまいりたいと考えております。このたび
の豪雪に当たり、上畑集落では地域住民みずからがいち早く雪害対策本部を設置し、災害の未然防止に
努めた事例もありますが、共助理念の浸透には地域住民の相互扶助意識の醸成が不可欠であり、これを
日常的な取り組みとしていかなければなりません。まずは、地域ごとの実情を踏まえつつ、地域の皆様
とともに共助社会の創出に向けたさまざまな具体策について検討してまいります。

また、この項の中で議員から、私が考える共助についてというようなお尋ねがございました。これに
ついては、共助という言葉が一般的であります。みんなで支え合うという意味では共助ということ
ありますが、お互いに支え合うという観点で言えば互助という表現も適当なのかなと思います。どちら
が適当とかということはおきながらも、そういうお互いがお互いを必要とし支え合う関係は、地域
ごとに一様ではないと思います。そんなことから、地域づくり協議会、地区会議に要請をしているわけ
であります。その地域に合った共助、互助のあり方、仕組み、そのときに実際、共助だけで足りないの
が想定されますので、そのとき、では行政はどうかかわりをするのか、あるいは水平的な地域とい
う面的な部分だけでとらえられない助け合いの仕組みは何が考えられるのか、このようなこともやはり
検討していかなければならない。いずれ災害があっても犠牲者を最小限にする。もっと言えば、一人も
被害、亡くなる方が出ないというふうなのが望ましいわけでありますので、そのような地域オーダーメ
ード型のものをやっぱり考えていく必要があるだろうと思っております。そのような取り組みを、これ
からしてまいりたいと思います。

7番目、最後でありますけれども、市内で避難されている方々の支援についてお尋ねがございました。

6月15日現在で、市内には57世帯131名が、岩手県、宮城県、福島県から避難されております。この
うち11世帯29名が県の事業を利用して、民間の6つの宿泊施設に避難されております。この事業はご案
内のとおり、国の補助を受けて、県が県旅館ホテル生活衛生同業組合と連携して行っているものであり、
事業の趣旨は秋田県で宿泊施設の部屋を借りて避難者にご利用いただくというものであります。横手市
では、避難者へこの事業の紹介をするとともに、施設への仲介、県への利用状況の報告などのお手伝い
をしているものであります。実際には、避難者の希望があった場合、市の旅館組合の事務局へ連絡し、
避難者の希望をお伝えして、事務局で受け入れる施設を決定していただいております。なお、旅館組合
に加入していない施設でも事業の対象になり、現在1施設で避難者を受け入れておるところであります。
また、避難者にはJAの支援米などもお届けいたしました。現在は月2回程度、被災元自治体からの情

報や、当市の市民などからの支援事業の情報をそれぞれ避難者にお届けしております。義援金や災害見舞金につきましては、被災元自治体と避難者が直接手続きをされておるところであります。市営住宅の入居については、今後の長期化に備え柔軟に対処してまいりたいと考えております。なお、日本赤十字社では、生活家電セットの寄贈事業を行っており、避難されている方がこの事業を活用できるよう、被災元の自治体と秋田県が連携して、現在その調整を進めておるところであります。

以上であります。

○塩田勉 副議長 7番。

○7番（立身万千子議員） 答弁、ありがとうございます。

この共助、自助、公助については、やはり市の地域防災計画にも明記されていますから、結局公助というのは、市や県、国が行う防災対策の活動、そして自助というのは個人や家族による努力、共助というのは、今、市長がおっしゃったことなのですが、やはり共助をどうやってそれを支えていくのかというところに行政の役割があるということで、今、市長がおっしゃったように、行政の持つネットワークというのをそこで連携させていくという意味で、そして地域オーダーメイドのやり方であるということでは、私は市長と共通認識を持つんだなというふうに思いました。その上に立って、1つ、答弁から伺いたいのですが、自助の役割として、結局、パンフレット、市報に折り込んで私たちにくださるという、市民向けのパンフレットのことなのですけれども、災害への、この市長の所信には、災害への備えと、それからどのように動くのかということだというふうに書いてありますけれども、例えば最低生活必需品をどれくらい備えましょうとか、あとは、あなたの地域の避難場所はこの表のこれですよとかというのを、たしか1枚というふうに伺ったんですが、それを見ればすぐわかるのか、本当に市民がすぐそれで理解できるものなのかというのをいろいろ検討されてつくったと思いますけれども、市長が、ご自分のご家族がそれをごらんになってすぐわかるというふうに思われるものですか。

○塩田勉 副議長 総務企画部長。

○藤井孝芳 総務企画部長 大震災を受けまして、いろいろ防災計画にも細かい点いろいろ書いておりますが、いずれ市民の方がみずからの身体のみずからが守ることが第一義的な優先事項であると考えまして、しかも午前中、佐藤誠洋議員からもありましたように、我々の思いだけで細かいところをいっぱい登載しても、なかなかわかりにくいということがありますので、やはりぱっと見てすぐわかる、何が一番優先的に大事なのかという点を強調しながら発行したいということで、今担当のところでは検討しているところがございまして、この後総務企画部、あるいは全庁的な検討を加えまして、できるだけ早く、わかりやすい形でお出ししたいということを考えております。

以上です。

○塩田勉 副議長 7番。

○7番（立身万千子議員） 関連して、ここの所信にもありました、市長もご答弁くださいましたけれども、結局、災害時要援護者の登録は今900人以上あると、未登録者に働きかけるのを民生児童委員さん

たちを初めとして、これからやるのだというふうに書かれてあったと思います。未登録者ということは、結局、市民の立場からすれば、自分は今どうしても動けない、何とかして助けてもらいたいというのを、みずから申請していくというのも1つの自助の範疇だと私は思うんです。いろんな町内会会長とか、その偉いさんたちが来て、福祉協力員さんたちが来て説得するのも大事ですけども、自分が災害にもしなったらば助けてもらいたい、どういうふうになれば自分は助かるのかという形から、積極的に言っていく、申請していくということも、私は自助ではないかというふうに思うんですが、そこら辺の、パンフレットを見ればそれがわかるのか。あと、いろんな町内会とのやり取りの中で、やっぱり遠慮していますよね、そういうのではなくて、助かるために、自分が助かればほかの家族もみんな助かるんだというような意識になれるような、パンフレットの中身なのかというのを。

○塩田勉 副議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 あんしんリストの関係でございますが、今、議員のほうからもお話ございましたが、私どもが想定している要援護者の方々、これは横手市に照らし合わせた場合ということでございますけれども、具体的に実態把握をした自治体の数値を見ますと、人口に対して約1.5%から2%ぐらいだというふうに言われてございます。そうした意味では1,500人から2,000人、10万都市でございますので、そういうふうな思いをしているところでございます。そうした方々に、どのような形で実効性のある働きかけをというふうなご質問でございましたが、やはり民生児童委員の方々にご協力をいただいた形で、この間、2年間行ってまいりました。そうした中で950名という実数だったわけでありましてけれども、私どもとしては、当然ながら民生児童委員の方々もそうでございますが、いずれこの要援護者の避難に当たっては、自治会の方々あるいはその地域の会社の方々とか、たくさんの方々のお力添えが必要というふうな認識を持っているところでございまして、そうした意味では、自治会のお力もいただきながら、あるいは私どもが直接お伺いして、例えば緊急バトンの普及と同時に、こうしたあんしんリストの登録の問題を含めてご説明をするとか、そういったことでぜひとも実効性のあるものとしていくためには、その地域における要援護を必要とする方々の登録を積極的に是が非とも進めていかなければいけないというふうな意識を持っているところでございます。

以上であります。

○塩田勉 副議長 7番。

○7番（立身万千子議員） ありがとうございます。

それは、やはり1つの一方的なやり取りではなくて、その地域におけるいろんな老人クラブ、いきいきサロン、婦人会、あと事業所、いろいろあります、その連携をとって、そういう工夫というか何か働きかけなくては、自分も発信しなければいけないというような形の働きかけを、ぜひいろんな手だてでやっていただきたいということを思います。団体がいろいろあるわけで、民生児童委員協議会もそうですが、やはりその集落、町内の自治会というか、町内会がかなめになると思いますが、この市長所信には、もう一つ大きな民間団体として社会福祉協議会がありますね。ここの要援護者マップづくり事

業、今モデル事業というので各地域に一、二カ所で、今のところ2つか3つの町内が何とかできているというようなことを社会福祉協議会から伺いました。これは、全国的にいろんな工夫をしているのも情報が私たちにも入っています。お隣の湯沢市では、2年前から齊藤市長の指揮のもとというか、社会福祉協議会が補助金を使って全部地図にぼんと落としていくというような作業をやり終えたというか、やっているということを伺いました。そこそこでやり方はありますから、全部まねするという必要は、私はないと思います。ただ、ちょっと心配することは、社会福祉協議会と行政との連携というのを、ずっと私は事あるごとにお願いをしまっていました。そこで、福祉事務所と社会福祉協議会とのいろんな定期的な協議や連携というのは、もちろん必要だしそれはわかりますが、例えば湯沢市のようにというか、その市長と社会福祉協議会との会長なり、そういうところの協議なり、そういう話し合いというのは定期的にあるものでしょうか。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 今現在においては、定期的な会合というのは、特に持っておりません。そういう課題にまだなかなか出会えてないということが1つの理由でございませけれども、その辺については担当とこのことについて協議した経緯がございませぬので、よく経緯というか、その必要性についても相談をしまいたいと思います。

○塩田勉 副議長 7番。

○7番（立身万千子議員） ぜひ、トップレベルでの協議の中で方向性というのは大きく決められると思いますので、ぜひよろしくをお願いします。

小さなことと言えばそれまでなんですけど、老人クラブについて1つだけ、そういうことに対して伺いたいですけれども、現在、地域の老人クラブがだんだん少なくなっています。私の住む地域でも1つ、今まで大きかった持田の地区がなくなってしまいました。そういう意味で、いろんな会合なり学習会なんかに行きますと、特に旧横手市というか、横手市街のところは割とそういう老人クラブや婦人会が停滞していくというのが目に見えています。それはいろんな要素があるとは思いますが、都市計画に沿っての引っ越しとかもありますけれども、いろんな老人クラブに行くと、何が問題なのかということですごく真剣な話し合いが栄地区でも持たれていました。そうすると、例えば旧横手市以外は、伝統的に社会福祉協議会が事務局をしてくれていた。だから、割とそういう、このような難しいようなことは任せてもよかった。でも、それがなかなか、みんなが高齢化がずっと進むにつれて、難儀だということもあるというのが、すごくいろんなところから言われたんです。それは別に社会福祉協議会に事務局を全部お願いしてくださいというつもりはないんですけれども、そういうちょっとした手だてで、せっかくある組織がなくなってしまうというのは、これから高齢化社会がどんどん顕著になる中では、非常に危機的だと私は思います。その点についても、老人クラブだけではなくて、そういういろんな集まりをどのように、どこで行政では把握しておられるんでしょう。

○塩田勉 副議長 健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 老人クラブの関係にございましては、まず市の連合組織がございまして、それから非公式の形でありますけれども、各地域にそれぞれその地域における単位老人クラブを取りまとめる形での組織も持っておるようでございます。いずれ、私どものほうの中では、市の連合会からの、今年度の事業、あるいは単位老人クラブあるいは地域の老人クラブとのかかわりの事業、そういったものを把握いたしまして、場合によっては私どもが足を運んで新しい年度にお願いするようなことをご説明に上がるというふうな形をとっているところでございます。特に、老人クラブの関係につきましては、今、議員のほうからご指摘のありました横手地域における団体数の減少、あるいは会員の減少等の問題については、事務所としましても把握してございます。これらの問題についても、それぞれの単位クラブあるいは連合会の役員の皆様方との協議などを進めておるところでございまして、何といたしても、老人クラブの力について、私ども十分な期待をしている部分があるわけでございますので、今後ともその減少にならない形での再編成の問題を含めて、そしてまた事務局体制の問題を含めて、何らかのいい手段、方法がないかということを探ってまいりたいというふうに思っておるところでございます。

○塩田勉 副議長 7番。

○7番（立身万千子議員） ありがとうございます。

老人クラブは社会福祉的な分野なんですけれども、それをひっくるめるというのが行政の持つネットワークの意味だと思うんです。それを結局、市長もおっしゃる地域づくり協議会にどう反映させるか、地区会議でどう集約するかということが、今の場合でも大きな課題になると思いますけれども、そこで地域づくり協議会を支援するというので、たしか地域づくり支援課というのができたと、私たちもそれは必要だなということで反対はしませんでした。

ちなみに、数年前のマーケティング推進課創設に関してはいろんな懸念を、私だけではなくて議会では出しました。それでも、市長は絶対に必要だということで、今でもその課はあるわけですよ。私だけかもしれないけれども、それがいつの間にか地域づくり支援課が消えた。で、教育委員会では学校統合推進課、学校給食課というのができた。私たち、ああそうですかではないと思うんですよ。1つの課ができるということは、それだけ予算を伴うことですから、やはり議会軽視とまでいきませんけれども、議会に対して、これこれのような理由でこうなのだということを言うてくださった記憶は、私にはないんです。先ほどの佐藤議員の質疑応答の中でありましたように、各課で論議をして、秋にそれを総括してやるというような、市長がご答弁になりましたよね。結局そのときは、私も経営品質向上プログラムの研修に行かせていただきましたけれども、そこで一番感銘を受けたのはE S、C Sです。結局、市長はお客様という言葉が使われましたが、市民のカスタマーサティスファクションが一番だということをおっしゃったのかなと、午前中は聞きましたけれども、川越胃腸病院の報告によれば、カスタマー以前にエンployeeサティスファクションが必要だと、だからそこにいて働いて仕事をしている人たちが、本当にみずから満足して仕事をしている、それがなければ市民、お客様の満足度というのは期待できないというような結論だったと、私はあの時はそう思いました。そういう意味で、今の地域づくり支援課

の中で、課の皆さんがどういう論議をされて、それでその結果、市民満足度を得るためになくして経営企画課というところに持っていったほうが良いという結論だったのか、そこをちょっと端的でいいですかから教えてください。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 地域づくり支援課につきましては、地域づくり協議会を地域協議会の後継というか、発展させた形で発足させるために、そのためには強力なバックアップ体制が必要だと、地域協議会時代の反省を踏まえ、予算も倍増したことでありますので、とにかく新しい地域づくり協議会がどれだけのことを、頑張っていたかのためにやるんだということを、そのための支援課という名前が示すとおり、立ち上げを支援するという性格でスタートしたところではございました。そういう意味では、1年目、大変、地域づくり協議会の皆さん、難儀されたところでありましたけれども、私どもの支援課の職員も相当頑張りました、もう毎回、ほとんど毎日のように、あちこちの地域づくり協議会にお邪魔して、その意図するところ、ねらいとするところの説明をうんざりするぐらい説明していただいたところではございます。そういう努力のかいもあって、私は1年目にして相当基礎的なものはできたというふうに判断いたしました。そういうことで、これはたまたま、地域づくり支援課の課長が、職員が1人亡くなったということもございまして、経営企画課の課長の併任ということで指名をいたしましたけれども、当然、地域のさまざまなまちづくりにかかわることは、経営企画課が本来所管する部署でもありますので、スタッフを別に削るわけでもないわけではありますので、これはかえって連携がよくなるだろうという判断がございました。そういう私の方針のもとに、経営企画課の中に地域づくり支援担当を置いて、そしてそのことに周知している経営企画課長のもとで今年度に臨んでいると、こういうことでございます。

○塩田勉 副議長 7番。

○7番（立身万千子議員） そうすると、私は少ししか傍聴には行っていませんので、独断と偏見があるかもしれませんが、地域づくり協議会には、結局、地区会議の代表の方がいらっしゃいます。そこに、地域づくりを支援するスタッフの方ももちろんいらっしゃいます。あの会議に至るまでの打ち合わせというのは相当努力されているんだらうなということはどうかがえます。けれども、ちょっと疑問に思うのは、地区会議の位置づけというのが、地域づくり協議会の中ではどのようなものなのか。例えば、私が思うには、各地区会議には、各町内会、集落が集約されていますね。そこで、いろいろ違っているけれども、共通点がどれで、どんな問題がある、そういう経験交流をするというのが一番のテーマではないのかな、大切なのではないのかなというふうに思いますが、イベントの起案のやり取りをして、もう10時過ぎまでやってくたびれて、最後の議案はもういいからというふうになるというのでは、果たしてこれでいいのかなと、非常に不安を覚えました。そういう意味もありまして、地区会議の位置づけということ、端的に説明してください。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 地区会議は、地域づくり協議会と直接組織としてのかかわりはあるものではござい

ません。地区会議の代表の方は入っておりますけれども、それは一構成員としてであります。地区の話や意見をすべて代表してきているということでは決してないわけであります。ただ、もちろんそこでのやり取りの中で、地区ではどんなふうな状況かねという話は当然あるわけでありますので、そういう話の期待するところはございます。地区会議は、それとは別に、小学校通学区を基準としたその地域の地区を幾つかに区分けをして、そしてその中で、その地区におけるまちづくり事業について、ぜひ地区の皆さんでいろんな協議をしながら、その要望等々を上げてほしいなというふうな願いで、地区担当職員というものを配置しながら、そこでさまざまな協議等々を、話し合いをしていただき、それを我々の仕事に反映させていきたいと、こういうことでございます。

○塩田勉 副議長 7番。

○7番（立身万千子議員） はい、わかりました。そうすると、結局その地区会議というのは1つの地区会議であって、その地域づくり協議会というのは、その地区会議というのが集まったものなんですけれども、そこに非常に具体的に責任を負うとか、責任の大小はないですけれども、地域局の位置づけというか、大切さというのがより鮮明になってくるというふうに思います。

また、ちょっと戻りますけれども、昨日土田議員もおっしゃったように、国分寺の議員の学校に行ってきた際、非常にショッキングなことを私たちは言われてきました。いっぱいありましたけれども、議員も役場の職員も、自分が死ぬことを想定していない、いざ、何か災害があったときは自分も死ぬんだ、それでもこの組織は機能していかなくてはいけないんだ。それで、何でそういうことを言うかと言ったら、市町村合併でどんどん合併してしまった、初めは分庁方式にした、やっぱり全国的に。だけれども、それは市民はそんなでもないけれども、非常に不便だというので、やっぱり私たちのように、横手市のように集約してしまった。だから、総合支所ということは地域局ですよ、地域局の存在が薄れてしまった、人員的にも、というのが1つあったということが言われていました。ですから、自分が死んでも第一次から第五次ぐらいまでの組織の計画は立てておかななくてはいけないんだ、そうしたら組織としてそれは機能するだろうと、だからこそ、地域局というのはもっともっと重きを置かなくてはいけないんだということを言われてきました。

答弁は要りませんけれども、これから先、ぜひともそのところに重きを置かれて、もう一度やはり皆さんで、私たちもそうですけれども、論議をし直していかなくてはいけないというふうに思いまして、私の質問を終わります。

○塩田勉 副議長 暫時休憩いたします。

再開時間を40分といたします。

午後 2時27分 休憩

午後 2時40分 再開

○塩田勉 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 鈴木勝雄議員

○塩田勉 副議長 8番鈴木勝雄議員に発言を許可いたします。

8番鈴木勝雄議員。

【8番（鈴木勝雄議員）登壇】

○8番（鈴木勝雄議員） 今議会、最後の質問者となりました、8番日本共産党、鈴木勝雄です。

早く終われという要望があるので、早速要旨に従って質問に入ります。

産地収益力向上事業について。

この事業は昨年から始まりましたけれども、その前に重点作物の集落営農組織等を対象とする1ヘクタール以上新規作物参入する営農組織に対し、100万円の推進補助を行いました。これを受けた団体数及び面積等について、さらには販売額についてもお答え願います。また、この産地収益力向上事業は、この事業推進によって重点作物などの作付状況はどのようになっているのか、あわせてご答弁をお願いします。

また、所信説明にもありますが、マーケティングを重ね、仙台市に横手発信直売所を6月2日オープンしたとありますが、重点作物等の京浜市場や消費者ニーズに対するマーケティングをしているのかどうか、しているとすれば、その動向についてお答えください。

次に、水田利活用について。

今年から昨年と違い、転作確認はJAということですが、昨年までの転作確認事業者において、何か不都合が生じてJAに転作確認を委託したのか、または転作確認の入札等で新たにJAが委託することになったのか、その経緯等と、また転作確認の経費については、今年は1,000万円ですが、昨年との同一の経費なのか、その辺のところもお知らせください。

次に、水田利活用について。

このたびの東日本大震災等により、福島、宮城より要望された米の県間調整ですが、秋田県では6,170トンを引き受け、我が横手市では、その数量のうちの4,190トンを震災支援ということから引き受けし、農家の収益力向上に結びつくことから、このことに対し高い評価をします。この4,190トンの配分は、おものがわJA、秋田ふるさとJAと、また主食等への配分割合はどのようになっているのか。また、水田利活用ということから、何回か質問しておりますが、稲作転作が昨年より飼料米と加工米で自己保全の作付不能者に対しても、水田で転作による改善ができるのではないかとというようなことを何回も言っておりますので、今年は昨年よりもどの程度改善されてきているのか、お答えください。

次に、ごみ処理統合施設について。

これまでも質問しているとおり、周辺住民と話し合い協議を調えることが第一であるということで質問を繰り返しております。今回の所信説明でも書いておりますが、3月議会の後に、5つの町内、未来を考える会との間で話し合いと意見交換を行い、いろいろな要望、意見があったとのことですが、その

内容、大方は所信説明に書いておると思いますが、改めて書いていない部分もたくさんあることではないかと思しますので、お聞かせください。また、市長みずからは何カ所に出向き、説明、お願い、そして話し合い、説得に加わったのかもあわせてお知らせください。

さらに、ごみ処理統合施設整備検討委員会の設置について、どうしてこの時期なのか、私には理解できません。ごみ処理統合施設整備については、合併前からの問題であり、私が21年、帰ってきて12月議会でもごみ処理の特別委員会との声もありましたが、いろいろな面で立ち消えになった経緯もあります。このごみ処理統合施設は、横手市では必ず必要な施設です。この整備検討委員会を合併後の早い時期で立ち上げる、そしていろいろな施設整備の検討をされ、そして現在に至るのが本当だと思いますし、当局での整備検討委員会はもちろん開かれておるとおられます。今、ここで必要になったのは、まさに責任の押しつけと思われるし、ごみ処理統合施設整備検討委員会の今後の役割についてもお聞かせください。

以上で、壇上からの質問を終わります。どうもご清聴ありがとうございました。

○塩田勉 副議長 市長。

【五十嵐忠悦 市長登壇】

○五十嵐忠悦 市長 2点、お尋ねがございました。

まず1点目、産地収益力向上事業についてでございます。

この中の1点目の重点作物の動向についてでございますが、市におきましては、作物振興を図るため、アスパラガス、枝豆など、13品目を重点作物として位置づけまして、平成19年度から21年度までの3年間、集落営農組織を対象に横手市集落営農経営安定化推進事業を実施してまいったところでございます。この事業の実績につきましては、組織数で35集落営農、対象面積では48.7ヘクタール、助成金額で3,500万円でございます。これに伴う作物の販売額は約2億2,800万円であり、一定の作物振興が図られたものと考えております。これらの作物の販売状況は、長年安定した栽培が行われてきたことから系統出荷がほとんどであり、市内の両JAが市場で培ってきた販売戦略により産地として有利販売をしているものと考えております。特に、枝豆は昨年度から行われている枝豆日本一事業として取り組んでおり、2カ年で新たに33ヘクタールの作付が増加し、高品質を確保するための保冷施設の導入など、着実に産地としての体制も整ってきております。また、平成22年度から実施している産地収益力向上支援事業においても、枝豆、アスパラガスなどは継続支援する作物として位置づけるほか、作物の高品質、高収量化を図るための排水強化対策として、もみ殻補助暗渠の施工を積極的に活用してまいります。今後も県やJAなど関係機関との連携を図り、農業産出額の増加と産地の収益力向上に努めてまいります。

この項の2つ目、水田利活用についてであります。

この水田転作の現地確認につきましては、平成20年度から昨年度まで市内の測量会社に委託し実施してきたところであります。今年度の転作確認業務については、市内の両JAと協議したところ、転作確認が営農指導にも生かせるとの考えから、JAによる転作確認をお願いすることになりました。どちら

のJAでも初めての取り組みであることから、組織内において多くの調整を要したようではありますが、平鹿農業共済組合からの協力も得ながら、現在確認業務に当たっているところでもあります。なお、転作確認経費として、当初予算において1,000万円を措置しているところでもあります。また、米の生産数量目標の県間調整の件ではありますが、東日本大震災により、被災地である福島、宮城両県と県間調整を行い、ご指摘のとおり横手市においては合計で4,190トン引き受けているところでもあります。これにより、加工用米や備蓄米として計画されていた数量が主食用米へ転換し、実質的に転作面積が緩和されたほか、とも補償額の確保にもつながりました。なお、転作の仮申し込み時点での自己保全の実施面積は、県間調整の時期が種まきの後半であったことから、前年度並みの状況となっております。

大きな2つ目の、ごみ処理統合施設についてのお尋ねでございます。

この整備につきましては、栄地区の町内会への対応であります。3月26日の安田原上町を皮切りに、柳堤、大堤、柳田駅前、新藤の5つの町内会で意見交換を行っております。私も出席して、建設候補地として決定した経緯や、ごみ処理統合施設の必要性などについて説明させていただき、ご意見をお伺いしながらご理解とご協力をお願いしてまいりました。各町内会からは、通学路の安全対策や周辺住民に魅力ある施策や雇用などのほかに、搬入路については施設に通じる専用道路としてほしいといったことや、周辺環境調査の実施場所についてのご意見、ご要望をいただきました。一方、候補地選定に至る説明のあり方などについて、厳しいご意見もありましたが、施設の必要性についてはおおむねご理解をいただき、和やかな雰囲気で見聞交換ができたと思っております。今後も、各町内会と調整を図りながら順次意見交換会を実施してまいりたいと考えております。

また、横手の未来を考える会とは、3月29日に約40人の参加のもと意見交換会を行いました。参加者からは、施設の統合に対する疑問や周辺環境、健康への懸念、候補地の再考を求めるといったご意見などが出されたところです。新たな施設は、国の基準よりもさらに下回る安全な施設をつくりたいとお話ししたところではありますが、現段階では十分にご理解いただけない状況であると感じましたので、今後も時期を見て引き続き意見交換を行ってまいりたいと考えております。

次に、ごみ処理統合施設整備検討委員会の設置についてであります。これまで議員の皆様や市民説明会などにおいて、今年度中にごみ処理施設連絡協議会（仮称）を設置してまいりたいと申し上げておりました。この連絡協議会では、1つは新施設や周辺環境の整備について、もう一つは新施設稼働後の施設及び周辺の環境測定結果や、施設の運転状況に関することについての検討や報告をしていく予定であったものであります。しかし、目的ごとに2つの委員会を組織し、それぞれの専門家や関係者の方々に参画していただいたほうがより議論が深まるとの思いから、今回新たにごみ処理統合施設整備検討委員会を先行して設置することにいたしました。この委員会では、現在発注作業を進めております基本設計業務に密接に関連する施設整備の内容や、ごみの分別、効率的な収集ルートなどについてご意見をいただきたいと考えております。なお、もう一つの委員会には、周辺環境に密接な関係を有する地元の団体や土地改良区などの公共的団体、地域代表として各地域づくり協議会代表のほかに、環境基準に知見

を有する県の環境整備課にも入っていただき、ごみ処理統合施設環境保全委員会として12月に設置する予定としております。

以上であります。

○塩田勉 副議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 ご質問の中で、市長の答弁のなかった部分についてご説明申し上げます。

産地収益力向上事業の重点作物の件でございますけれども、マーケティングの状況はどうなっているかというようなご質問でございましたけれども、重点作物のような大面積の農産物につきましては、本文でも申し上げましたように、系統出荷が主な販売となっております。このようになってございますけれども、スイカや菌床シイタケなどにつきましては、小田急百貨店や伊勢丹、東武百貨店など量販店、農協と一体となったマーケティング対策を行っているところでございます。もちろん、卸先でございませうところにも、市長みずから赴きましてトップセールスをしているところでございます。また、今年から新たな取り組みといたしまして、全国に70店舗販売展開しております九州屋のほうへマーケティング課の職員1名を派遣して、市場の情報収集や販路拡大に努めているところでございます。

それから水田利活用のところで、水田の委託経費1,000万円の件がどうなっているかというようなご質問でございました。転作確認は、昨年度まで測量業者さんのほうに委託をしているというような形で進めておりまして、今年から農協さんのほうにお願いをしているところは、本文で市長のほうから申し上げたとおりでございます。経費といたしましては、一般会計からの持ち出しが1,000万円、そのほかに水田協のほうからも測量委託をしてございまして、そちらのほうで約1,300万円、合わせまして2,200万円程度、測量業者さんのほうにお支払いしてございました。そのほかに、農協さんのほうへの事務費とか差金とかという名目で640万円を支払ってございまして、約2,800万円程度の経費がかかってございました。

今年はどうなっているかというようなことでございますけれども、一般会計のほうでは現地確認経費ということで、両JAのほうに約950万円を支払う予定になってございます。そのほかに、今年水田協のほうから名前が変わりました再生協、協議会のほうから、農協さんと転作の方針作成者のほうに約1,200万円を支払うことになってございます。そのほかに、役場職員が直接現地転作と一緒に同行するというようなこともございまして、車を借り上げる経費、それから事務処理をいたします臨時職員さんの経費等々を合わせまして約2,700万円ちょっと出すようなことで、ほぼ同じ経費の内訳となっております。

それから、県間調整の件でございますけれども、4月25日に正式に県間調整の発表がなされたわけですが、量的には4,190トンが管内に県間調整として配分されてございます。その内訳につきましては、JAふるさとさんへ2,500トン、JAおものがわさんに1,640トン、そのほか米屋さん、寺正商店さん、中嶋貞助さんのほうに50トンというふうな形の割り当てで市内のほうに配分になってございます。

以上でございます。

○塩田勉 副議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） どうもご答弁ありがとうございます。

重点作物についてですが、おおよそのところは理解しましたけれども、この100万円の35集団で、48ヘクタールが21年までそういうふうになっておるといことですが、その補助対策が終わった後の22年、また今年度の作付はどのようになっているのか、増えているのか減っているのか。

また、ミニカ리는、この35集落のうちで何カ所ぐらいになっているのか、カリフラワーは特に難儀ですし、また今年も173万円か苗木の補助をするというようなことですがけれども、173万円という今年は何町歩になるのか、その辺、いまひとつお聞かせください。

○塩田勉 副議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 集落営農の安定化資金のその後の動向ということでございますけれども、その件につきましては、平成19年から22年度までに3年間実施してきました、22年度と比較になりますとほぼ量的には少しずつ増えるような形に推移してございまして、その中で、ただミニカリフラワーだけは平成22年度面積が落ちてございます。その主な理由といたしましては、昨年の夏に高温になりまして、ミニカリフラワーの苗づくりが何回か失敗いたしまして、実際作付しようと思ったところに作付ができなかったというような状態がございまして、前年度からいたしますと、かなりの量が減ってございます。この件を受けまして、今年度、市場のほうではミニカリフラワーも当然欲しいということで、重点作物になってございましたので、今年はその部分の苗を失敗ないように、実験農場等に委託する経費として新たに苗木の2分の1補助を創作しまして実施しているところでございます。

以上です。

○塩田勉 副議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） 今年の苗の173万円というのは、すると何ヘクタール分なのか、また転作に対してのもみ殻暗渠を推進して重点的に進めるということですので、もみ殻暗渠の農家の負担はどれくらいになっていくのか、ひとつお知らせください。

○塩田勉 副議長 産業経済部長。

○遠藤久志 産業経済部長 先ほどちょっと言い忘れましたが、ミニカ리의集団数が8集団でございました。それから、ミニカ리의今年の面積ということでございますけれども、これにつきましては、ミニカ리는これから作付、7月以降の作付となりますので、今のところは状況を把握してない状況でございます。ただ、昨年度よりは増えるというような予測で、補助事業等も実施してございますので、昨年度よりは増えるというふうな形で予想してございます。

それから、もみ殻暗渠の件でございますけれども、これにつきましては、今年県のほうで進めてございまして、事業費、今年分として約100ヘクタールを予定してございます。今のところ、市のほうの補助がないということで陳情等が上がっているような状況でございます。

農家負担につきましては、1ヘクタール約2万5,000円の事業費でございまして、県では3分の2、

約1万7,000円、受益者が残りというような形で今のところは推移してございます。

以上です。

○塩田勉 副議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） 1反歩でなく1ヘクタールが2万8,000円ということですか。

あまりに安いと思って。自己保全の耕作、作付していないところの、少しずつ自己保全田を解消していくというようなことで、昨年までの部長は大変頑張りましたけれども、今年になったら途端に去年よりも改善されていないと、去年までは大体5町歩10町歩ぐらいずつ改善されてきておりましたけれども、どうしてこの事業がこういうふうにいるんな制度の補助事業を交えながらできるのではないかというようなことでしてきましたけれども、今回は改善ができなかったというのはどういうことなのかということと、マーケティングも数多く系統販売のところもやっているというようなことですが、やはりマーケティングは、この主要作物こそマーケティングして、やはり市場にも多く出入りして、デパートだけでなく、やはり市場ニーズと市場の対応がいかに農家系統に結びついて、農家にもこの作物の拡大等を要求するものだと思いますので、何で量販店のニーズだけで市場に対しての、市場ではどういふふうにしてどういうものが、この品目なら今よりももっと倍あってもいいとか、もっと増やせとかというようなのがたくさんあると思いますし、ただデパートでマーケティングだけ、消費者ニーズをマーケティングしても、市場の取り扱いがどうなっているかというのが最も重要だと思いますので、その辺のところは全然やっておらないのか。市場対応、市場のマーケティングも必ず必要だと思いますけれども、どうして行わないのか、その辺のところ、いま一度お知らせください。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 東京あるいは大阪の市場にも、私も毎年お邪魔しております。基本的にはJAの、あるいは全農の関係者との同行の機会も多いわけではありますが、私自身もそういう導きをいただきながらお邪魔いたして、さまざま情報をいただいているところでございます。先ほど答弁の中で申し上げたとおり、基本的に系統で出荷するルートができておまして、そこら辺の情報収集はJAでも相当されているというような判断をいたしております。そういうことで、勢い、主力としてはJAのほうで対応していない情報収集分野ということで百貨店、量販店を主として回っているところでございます。しかし、できるだけ時間をとりながら、私自身もこの後とも市場にお邪魔したいと思っている次第でございます。

○塩田勉 副議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） マーケティングですけれども、枝豆日本一、秋田県のキャンペーンですけれども、統一段ボール等を使わないで横手、秋田ふるさと独自の段ボールとパックで販売しているのは横手だけです。秋田県日本一枝豆ということですが、その統一に参加しないでおるけれども、やはり私も市場に行ってきて、秋田の枝豆といっても、やはり三平マークの枝豆だというような声が、圧倒的に市場でも量販店でも強かったわけですよ。同じ枝豆日本一でも、当然横手もその中に入っております

けれども、あくまでも横手は独自のブランドで売って、そして産地を拡大して横手を発信するというようなことで、とにかく枝豆というのは三平マークでなければだめだと。そして、三平マークでもネームをつけているので、そのネームを見て消費者は買っていくというような声もあったので、マーケティングのほうでももう少しそういう面からも三平印なら三平印、横手が三平印ですべての商品がいつているので、その辺のところももう少しきちっと把握してきて、その情報を伝えてほしいというように私は思います。

転作地区保全地の改善が、今年なされないけれども、今後していくのか。またこの被災地の県間調整では、今年はこの契約になっておりますけれども、2万7,000トンでも、宮城、福島で県間調整に合わせて4万6,000トンも出しているわけですよ。来年は、この4万6,000トンが減るかどうなるかはわかりませんが、今年の県間調整とは全く大きく変わるというように、私はもっと多く出し、引き受ける県ももっと多くなると思いますので、そういう面からも早目に、早く手を挙げて県間調整の中へ少しでも多く取り入れることを、まずお願いしておきます。

次に、ごみ処理統合施設ですけれども、いろいろほとんど所信説明の答弁とおりでありますけれども、この未来を考える会は、まだ話し合いはほとんど、協議どころでなく話し合いも説明の段階も入っていないというように感じられますので、そして毎議会に対して陳情が出されて、今回も陳情が出されております。まず、この陳情に対しての市長のご所見、ご見解をお聞かせください。

○塩田勉 副議長 市長。

○五十嵐忠悦 市長 陳情が出された折には、私、所用がございまして、私どもの担当部長がお会いして受け取った次第でございます。内容は読ませていただきました。署名、捺印された方が何人か、十数名でしたかな、おられたようであります。内容は前と変わらずに、この事業の撤回をというようなことであります。私どもとしては、そういう撤回をする意図は毛頭ございませんでして、これからもこの未来を考える会のみならず、もっともっと説明を重ねながら理解を深めていく努力をし続けるのみでございます。

○塩田勉 副議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） ただいま市長の言ったとおりだと思います、私も。でも、やはり住民要望、陳情が出る、そして話し合い、協議の場を重ねていくということは非常に大事ですけれども、もう今6月ですので、まだこの町内も5町内だけあって、残りの町内がまだ数カ所あるという中で、この溝を、深める、やはり手だて、やはり市長の誠意と熱意でもって説明責任を果たし、協議を調べてゆくということが非常に大事だと思いますので、その点、やはり市民部長との連携が第一だと、市民部長としてのこれまでの5カ所の感触と、今後残った集落との協議をどのようにしていくのか、その辺、お知らせください。

○塩田勉 副議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 市民の皆さん方に対する説明でありますけれども、先ほど市長のほうからご

答弁申し上げますように、今回春先の総会時ということで5カ所お願いしておりました。その際に、会長さん方にぜひ意見交換会をということで通知を差し上げていろいろ調整をしてみたいと思いましたが、中に、16町内ほどでしたが、現段階でちょっと説明は必要ないのではないかとか、あるいは候補地がしっかりと決まった段階でというようなお話等もございました。あとは、会長さんがちょっとかわるということで、その後でという町内もございまして、先ほどお話ししました5町内については、町内会のほうと会長さんと連絡をとって、そういう形で進めさせていただいたところでございます。

今後でありますけれども、いずれ残りの、会長さんが交代した部分の町内会については、新しい町内会長さんと話をしながら、調整をとりながら早急に進めてまいりたいというふうに考えてございます。また、16町内の方々につきましては、11月ごろに環境影響調査を終了いたしますので、そこら辺の調査の結果なんかも用いながら、それから先ほど議員のほうからご質問ありましたように、ごみ処理統合施設の整備検討委員会等々でお話し合いされた内容等につきましても入れて、町内のいろんな意見を聞きながら進めてまいりたいというふうに思います。ぜひ、その際は市長にも時間をとって出席をして、一丸となって頑張っていきたいというふうに考えていますので、よろしく申し上げます。

○塩田勉 副議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） 大体そういう話だろうとは思いますが、やはり10月、11月とか、検討委員会の話を持ってというのは、私は到底遅いし、やはり整備検討委員会が当局の押しつけで、ごみ処理の統合施設の、やはり矢面に立つのではないかとこのことを非常に懸念しますので、何で今の時期かというのを申し添えたわけです。やはりそのとおり、検討委員会の話し合いを、まとまったのを持って行って説明していくと、当局では何もないのかと、そこが非常に残念なんです。いま一度、その検討、残りの町内、今までやった町内もそうですが、きっちりとした、やはり誠意を持った体制でいかないと大変だと思いますし、必ず必要だということはだれしも認識していることですので、もう少し当局としての考えをきちっとして説明責任を果たし、協議を調べていくということが非常に大事なことです。今までやった5カ所も同じです。未来を考える会とでも、やはり月に1回でも2回でもコンセンサスをとるとか、また残った町内でも11月の環境調査が終わってからだとかということではないと思いますので、その辺のところ、いま一度きっちりとお答え願います。

○塩田勉 副議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 先ほど、整備検討委員会のお話の関係につきましては、ある程度専門的な方とか、あるいは地域の方も入れていろんな検討していただきたいということでございます。ただ、説明会の関係につきましては、再度、16町内会につきましては、会長さんと連絡をして再度開けるような形でお願いをしてみたいというふうに思います。

以上でございます。

○塩田勉 副議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） 連絡をとっているんだったら、今でももう既に連絡をとって、あすあすにも緊

急のうちにそういう会議に入るものだというふうに、私は認識しておりましたけれども、その点も非常に残念でなりません。

それと、予定地ですが、面積台帳が5ヘクタール、実測したら8ヘクタールを超えると、予想よりも3ヘクタールも多い。これは、どうしてこんなに、3ヘクタール、約6割も増えるのか。それと、そのことについて非常に疑問ですので、何でこういうふうになったのか。やはり農地の部分ではそんなに多くない、山林、原野だと思いますけれども、山林、原野でも台帳でどれくらいあるのか、その辺のところいま一度教えてください。

○塩田勉 副議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 台帳面積と実測の面積の関係でありますけれども、実測した面積が8万3,376平米ということでございます。台帳の関係については、全体ですけれども4万9,026平米でございます。うち、田んぼのほうですけれども、こちらのほうが、実測が3万1,213平米、それから台帳のほうで2万9,349平米ということで、そんなには違いはなかったようでございます。畑といたしますか、東側のほうの小高い丘になっている部分でございますが、こちらの畑のほうの実測が3万5,495平米ということで、台帳上は7,864平米でございます。これが非常に大きかったのかなというふうに思っております。あと原野の関係ですけれども、こちらは実測が5,161平米、台帳が4,950平米ということになってございます。それからもう1カ所、雑種地の関係でございますが、こちらが実測が1万1,507平米、台帳が6,863平米というような内容になってございます。

以上でございます。

○塩田勉 副議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） そうすると大きく違うのは、リンゴ等を作付しているところが大きく違うということですか。

○塩田勉 副議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 小高い山のほうの関係がリンゴ等も植わっておりますし、一部原野になっているといたしますか、そういう部分がありますけれども、そのところの面積の乖離が大きかったのではないかというふうに思います。

○塩田勉 副議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） いわゆる台帳では5ヘクタール以下であっても、実測では8ヘクタールを超えたということは、3ヘクタール以上面積が増大しておりますので、買収ではどういう方法で買収しているのか、考えがあったら教えてください。

○塩田勉 副議長 市民生活部長。

○森屋輝夫 市民生活部長 面積につきましては、実測した段階で面積がわかったところでございますけれども、ただあそこの用地の提供をしてくださるということで応募してくれた方々の面積でございました。地形的にもああいう地形でございますし、そういった意味では小高い部分については面積が増えた

ような形になってございますけれども、いずれ緑地帯、観常地帯という形で残していくような形にしたほうがというふうに、現在考えておりますし、またある程度面積が増えた分ございますが、今回の震災等も見てもおわかりのように、非常にそういう意味では、一時的なごみのそういう問題があったときに一定の面積があれば、その場所を置き場として使用することができるのかなというふうに考えてございます。そこら辺をトータル的に、どういう施設全体の配置を含めて設備計画をつくるかということの中で、もっと十分に検討してまいりたいというふうに考えています。

○塩田勉 副議長 8番。

○8番（鈴木勝雄議員） いわゆる田んぼの農地は台帳よりも実測が少ないということではないんですか。
【「畦畔」と呼ぶ者あり】

○8番（鈴木勝雄議員） 畦畔だってみんな農地だ。

いろいろとまだ問題はありますけれども、いわゆる、もっと誠意を持って関係団体、そして町内会等の意見交換を十分交わして、協議を早い時期に調べてスムーズな建設ができるようお願いして終わります。

○塩田勉 副議長 これで一般質問を終了いたします。

暫時休憩いたします。

再開時間を3時35分とします。

午後 3時27分 休 憩

午後 3時35分 再 開

○塩田勉 副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎報告第51号の上程、説明、質疑

○塩田勉 副議長 日程第2、報告第51号専決処分の報告について報告を求めます。教育総務部長。

○小川良平 教育総務部長 それでは、報告第51号専決処分の報告についてご説明いたします。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分いたしましたので、これを報告するものであります。

追加資料の2ページをごらんください。

内容につきましては、平成23年2月19日午後1時40分ころ、横手市赤坂字郷土館32の1、横手南中学校敷地内で発生した落雪による物損事故であります。被害者の方は記載のとおりであります。

事故の概要であります。校舎棟3階屋根から1階の職員玄関ポーチ屋根の落雪がバウンドいたしまして、職員玄関前に駐車していた被害者の車両を破損したものであります。賠償額につきましては51万2,757円で、被害者の車両の修理代であります。なお、賠償額は全額保険により補てんされる予定となっております。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○塩田勉 副議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

8番。

○8番（鈴木勝雄議員） 私、浅舞小学校のときも、職員の先生方が、何でこの屋根のそばに置いて、そして事故だというようなことで取り扱うのは非常に不思議だった。また、その後にも、こういうふうに玄関のわきに置いてバウンドして当たったからといっても、それは当然予想されることですので、やはり教育長に言わせれば、いつもの年と違っていつもより遠くに飛んだから車にぶつかったということになるかもしれないけれども、やはりこういう不注意が明らかに先生たちの不注意ですので、教育長はもとより、やはりきっちりした対応をしなければ、何か見ても、もしあれが落ちてくれば、ここに落ちればこっちに来るだろうなんていうのは予測できるものだと思うんですよ。だども例年と違って遠くまで飛んだと言えばそれまでだが、それが教育者だと言えば教育者だかもしれないけれども、やはり理屈で合うような、やはり屋根からはこれだけ離しておけば安全だという場所、安全管理人が当然いることですので、できて専決処分したというのは仕方ないけれども、やはり来年度は十分注意してほしいと、こういう事故はやはり教育者としても恥ずかしいことだし、子どもに教えるようなことがないと思うんだよ。屋根の下、ここはあなた方通って遊んでいいなどとは言わないと思うから、やっぱり十分離れて遊べとか、そういうのが常識の範囲内だと思いますので、先生たちのこういう事故は全く不注意だと思いますので、今後十分気をつけてください。

○塩田勉 副議長 答弁要りませんね。ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 質疑なしと認めます。

これで報告第51号の報告を終わります。

◎報告第52号の上程、説明、質疑

○塩田勉 副議長 日程第3、報告第52号専決処分の報告について報告を求めます。健康福祉部長。

○石山清和 健康福祉部長 ただいま議題となりました報告第52号専決処分の報告についてご説明いたします。

本案は地方自治法の規定により議会において指定されている、児童に保育所を使用させる協議を関係地方公共団体と行うことについて専決処分いたしましたので、議会に報告するものでございます。

議案集の5ページをごらんいただきたいと思います。

今回の協議は、由利本荘市からの申し出によります公立保育所の広域入所に係るものでございまして、由利本荘市の市民の使用に横手市立保育所を供することについて、協定書をもって協議いたしました内容でございます。

それでは、協定書の内容についてご説明いたします。

第1条でございますが、使用させる施設を横手市立保育所と定めてございます。第4条は、保育料の徴収についての規定でございます。由利本荘市長が保護者から徴収するものとしてございます。一方、経費負担につきましては第5条で、毎年度厚生労働省が定める保育単価等から算定される費用を横手市長に支払うことを定めてございます。

次のページの第7条につきまして、協定の期間について規定いたしまして、本年7月1日から使用させる内容となっております。

以上、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○塩田勉 副議長 ただいまから報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 質疑なしと認めます。

これで報告第52号の報告を終わります。

◎議案第94号の上程、説明、質疑、委員会付託

○塩田勉 副議長 日程第4、議案第94号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第94号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案は、11年以上経過し更新が必要となった除雪機械について新たに購入しようとするもので、提案理由に記載のとおり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

購入しようとする財産の名称でございますが、除雪グレーダ4メートル級、2台でございます。これは、横手地域局並びに平鹿地域局に配置する予定となっております。契約方法は指名競争入札、購入金額は4,804万8,000円、購入の相手方は、横手市横手町字大関越147番地、キャタピラー東北株式会社横手営業所、所長三浦聡氏でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○塩田勉 副議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第95号の上程、説明、質疑、委員会付託

○塩田勉 副議長 日程第5、議案第95号財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。建設部長。

○照井康晴 建設部長 ただいま議題となりました議案第95号財産の取得についてご説明申し上げます。

本案も、先ほどの議案第94号と同様の理由により除雪機械を購入することにつきまして、議会の議決をお願いするものでございます。

購入しようとする財産の名称は、除雪ドーザ11トン級、2台でございます。大森地域局並びに山内地域局に配置する予定でございます。契約の方法は指名競争入札、購入金額は2,179万8,000円、購入の相手方は、横手市外目字壇森44番地2、コマツ秋田株式会社横手支店、支店長小林富雄氏でございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願い申し上げます。

○塩田勉 副議長 質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎議案第96号の上程、説明、質疑、委員会付託

○塩田勉 副議長 日程第6、議案第96号平成23年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）を議題いたします。

説明を求めます。上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 ただいま議題となりました議案第96号平成23年度横手市水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本補正予算につきましては、5月18日、大沢浄水場敷地内の天日乾燥床に調理油等の廃油が不法投棄されたことを受けまして、浄水場敷地内に安易に立ち入ることができないようにセキュリティー対策を講じるため、本議会に補正予算の追加提案をさせていただくものでございます。不法投棄された施設が水道水をつくる浄水施設には何ら影響する場所ではなかったものの、市民の皆様方に多大なご心配をおかけいたしましたことに対しまして、深くおわびを申し上げます。

それでは、補正予算につきまして説明をさせていただきますので、水道事業会計水道補の1をごらんいただきたいと思います。

第2条は、収益的支出の予定額の補正でございます。収益的支出の総額17億7,419万2,000円に214万4,000円を増額いたしまして、支出の総額を17億7,633万6,000円に改めようとするものでございます。この内容につきましては、既に大沢浄水場につきましては、3カ所に、正門、裏門それから取水口、取水塔入り口に、これにつきましては早急に現予算で整備をいたしました。市内の主たる浄水場及び排水施設、これが61カ所、これに大きい敷地内への立ち入り禁止看板と不審者を見た場合の連絡をいただく看板ということで、大きい看板が横90センチ、縦60センチ、それから小さい看板として、横45センチ、縦60センチという大きさのものを、61カ所のうち、大きい看板90掛ける60を8カ所、それから残りの53カ所には小さい看板、横45センチ、縦60センチ、この看板を設置しようとするものでございます。設置内容といたしましては、「構内立ち入り禁止、この施設は横手市民に水道水を供給する大切な施設で

す。構内に無断で立ち入ったり、ごみ等を捨ててはいけません。また、不審者等を見かけたときは下記へ連絡してください。横手市上下水道部水道課0182-32-2252」ということで看板をつくっております。大きい看板に関しましては横書き、それから45センチ掛ける60センチに関しましては縦書きにしております。柱に関しましては、足場パイプ、鋼管を使用しております。

第3条につきましては、資本的支出の予定額の補正でございます。

資本的支出の総額23億7,367万8,000円に3,735万6,000円を増額いたしまして、支出の総額を24億1,103万4,000円に改めようとするものでございます。これにつきましては、大沢浄水場セキュリティー対策関連工事といたしまして、表門と裏門及び取水施設の3カ所に門扉の新設工事、これに569万7,000円、さらに敷地周囲の574メートルございます、この574メートルに、既存フェンスの交換ということで、高さ2メートルのフェンスを回します。交換をいたします。これに3,099万6,000円、それから既存の監視カメラが排泥池施設のところに既に監視カメラがございますので、これに10日間の録画機能を追加をいたします。これに66万3,000円、これらの工事を実施しようとするための増額補正予算でございます。なお、この補正に伴います資本的収支の不足額3,735万6,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○塩田勉 副議長 ただいまから質疑を行います。質疑ありませんか。

18番。

○18番（齋藤光司議員） 部長、お聞きします。61カ所に看板とおっしゃいましたか。不審者がいつも昼前で市民のいたところならいいんですけれども、やっぱり不審者はいないところ、今回もですよ、今回もないときに捨てていますよね。だから看板がそんなに有効だとは思わないです。だから、この61カ所で非常に、今の時代ですよ、さっき言ったとおり、フェンスを高くするのに3,000万円とかではなくて、61カ所全部に監視カメラをつける、それもやはり10日間なりなんなり、それこそ安価に今60万円でしょ、たった、十日間、それこそ撮り続けるコマ数でも何でもですけれども。そういう形にしないといけないのではないかな。これは前から、例えばうちのほうで一番大きい配水所、十文字のラッキーです。これは、悪意を持たないと入れないですけれども、悪意を持つ気でやると、2メートルのフェンスでも何でもですけれども、入れるし、かぎもかけているんですけれども、カッターで切れるんです。だから普通は考えられないけれども、それこそ想定外の事件ばかり起きる、この時代であります。そういう部分の中で、どうせ看板とか何かでなくて、どうせお金をかけるんだったら夜間もちゃんとできるような、それこそ近づくとライトがつくとか、さまざまな今文明の利器がありますし、看板を立てて全部がそういう形にできるとは私は思えませんので、今移行して、かけるものはかけてもいいから、ちゃんとしたセキュリティーをやるべきだと思いますけれども、その辺の考えは。

○塩田勉 副議長 上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 監視カメラの件からお話ししますが、今、私が申し上げました66万3,000円

というのは、あくまでも監視カメラに付随した録画機でございまして、ほかの地域の部分には監視カメラさえございませんので、それはちょっと額は計算しておりませんが、カメラも加えればもっと高い金額になります。それから、先ほど61カ所と申し上げましたが、ほとんどの地域の浄水場、それから配水池に関しましては、無人であるという基本的な部分から、立派な門扉あるいは敷地周囲への高いフェンス等が既に張られております。そうした部分からしますと、この横手の大沢浄水場だけが門扉もなく、南側に面するブドウ畑との境には90センチのガードパイプしかないというような、まるっきりセキュリティが不足していた施設だったというふうに感じざるを得ないわけでございますので、看板に関しましては、大沢浄水場に関しましては早急にやりました。それから、先ほど申されました感知投光機といえますか、人が通ればすぐにつくという部分に関しましても、既に5カ所に設置をしたところでございます。ただ、全体的にこの施設、横手市内の全施設に対してそういうセキュリティをやるという部分に関しましては、非常に膨大な財源もかかりますことですので、ある程度看板での立ち入り禁止と、これに関しましては今までない部分もございましたので、まずは、これで今回、対応をしていきたいというふうな考え方のもとから、今回は的を絞った形で追加補正をお願いしたところでございます。

以上でございます。

○塩田勉 副議長 18番。

○18番（齋藤光司議員） わかりますよ。財源がないのもわかるし、でも、それこそ水に関しては、非常に、やられてからでは遅いんです。それこそ今のテロ、前は指摘したことあったんですよ、旧町のとときに。そういう部分の中で、我々、この地方都市までは来ることないだろう、一笑に付されたことあるんですけども、でも水を商売としている以上、何かあればやっぱり想定をしていくべきだろう。今までなかったとか何か、やっぱり事があってからの今の話ですよ、事があってからの。だから、そういう部分の中では、少なくとも1年でやれない、1回でやれなくても、大きい順序、配水池であっても大きい順序にやっていく。そういう部分の中で、あるものだという形の中で、自分の財布の中身と、それこそ工夫をしながらやっていかないと、いつまでたってもやれないわけですよ。だから、そこの部分の中では、私はやるべきだ。それこそ、水については、やはり前、東京などに行ったときに、コイから何から飼っていて、出るところまで安心を確認してから送っているときに、ただためて圧かけて送るところで本当に大丈夫か。要するに、そこの部分に悪意を持った部分という中で守り切れるかという非常に不安は持っていました。だから、急にやれとは言わないけれども、看板ですべてが片づくとは思わないで、どうかぜひとも1カ所でも2カ所でも進めていってほしいと、今回は今回でいいですけども、そこの部分の中ではお願いをまずしておきます。お考えはどうか。

○塩田勉 副議長 上下水道部長。

○鈴木弘志 上下水道部長 今回の部分に関しましては、まずはこの大沢浄水場に的を絞って、そして看板で対応をしていくと、それで今のお話を参考にしながら今後検討してまいりたいと、別に監視カメラのみではなくて、別の方法もあろうかと思っておりますので、そこら辺を検討していきたいなど、そして予算

とも相談をしながら検討していきたいというふうに考えますので、よろしく願いいたします。

○塩田勉 副議長 ほかにありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 質疑なしと認めます。

本案は建設常任委員会に付託いたします。

◎陳情委員会付託

○塩田勉 副議長 日程第7、陳情の委員会付託でありますがお手元に配付しております文書表の所管の委員会に付託いたします。

◎休会について

○塩田勉 副議長 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査等のため、明6月23日から6月29日までの7日間休会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

○塩田勉 副議長 ご異議なしと認めます。したがって、明6月23日から6月29日までの7日間休会することに決定いたしました。

6月30日は、一般会計予算特別委員会終了後、本会議を開きます。

◎散会の宣告

○塩田勉 副議長 本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時58分 散 会